

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 28 年 3 月

上 峰 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい.....	1-1
第2節 計画期間.....	1-1
第3節 計画対象廃棄物.....	1-3
第4節 計画の進行管理.....	1-4

第2章 地域特性

第1節 自然環境.....	2-1
第2節 社会環境.....	2-4
第3節 都市環境.....	2-7
第4節 総合計画.....	2-9

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物処理の現状と課題.....	3-1
第2節 ごみ処理の目標.....	3-17
第3節 施策の体系.....	3-27
第4節 排出抑制計画.....	3-28
第5節 再資源化計画.....	3-31
第6節 ごみ処理計画.....	3-33
第7節 ごみ処理施設整備.....	3-36
第8節 その他.....	3-37

第4章 災害廃棄物

第1節 基本事項.....	4-1
第2節 基本方針.....	4-3
第3節 災害廃棄物の処理方法等.....	4-7
第4節 災害廃棄物の推定方法.....	4-10
第5節 その他事項.....	4-11

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

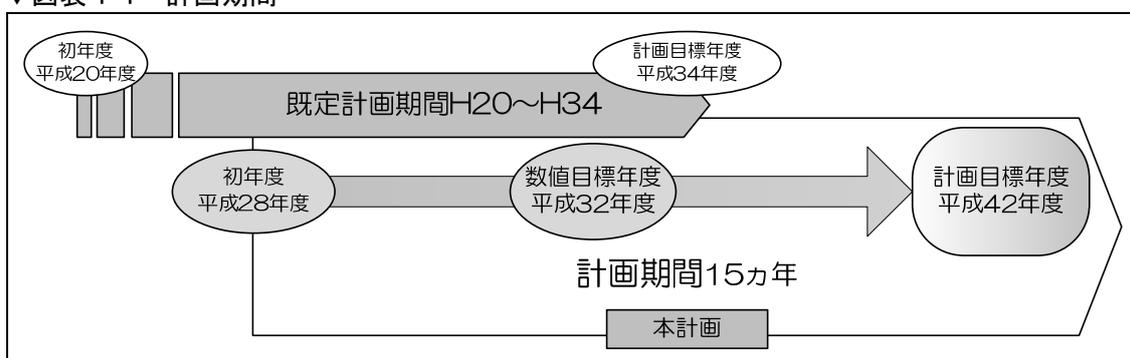
上峰町（以下「本町」という。）では、平成20年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しており、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んでいるところである。

既定計画策定以降、ごみ排出量が大きく変動していることや、本町のごみを処理している鳥栖・三養基西部環境施設組合（以下「組合」という。）のごみ処理施設は、経年劣化等により更新を検討する時期となっていること等の社会的情勢の変動を踏まえて、改めて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後15年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取り組み、さらに行政の施策を明らかにするものである。

第2節 計画期間

本計画は、既定計画を見直すものであるため、既定計画の目標年度は踏襲しない方針とする。そのため、本計画の計画期間は、計画初年度を平成28年度、目標年度を平成42年度とした新たな15年間の計画を策定するものである。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、必要に応じて見直しを行うものとする。

▼図表 1-1 計画期間



▼図表 1-2 基本計画の位置づけ

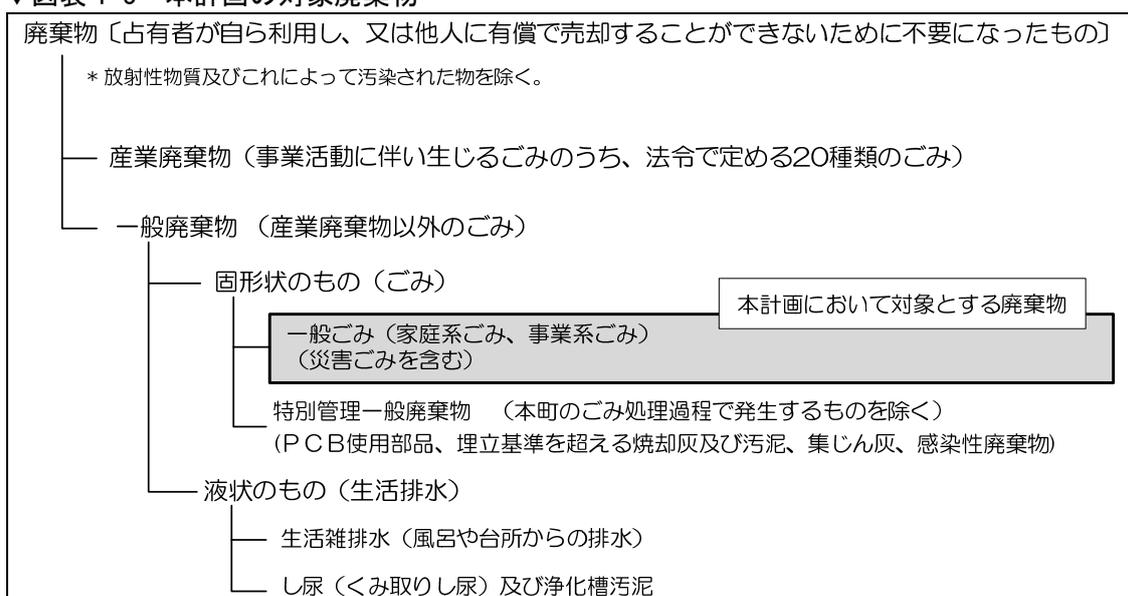


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物とする。本計画では、固形状の一般廃棄物を「ごみ」とし、液状の一般廃棄物を「生活排水」とする。

なお、本町及び鳥栖・三養基西部環境施設組合で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表 1-4 に示す取り扱いとする。

▼図表 1-3 本計画の対象廃棄物



▼図表 1-4 処理困難物等に関する取り扱い

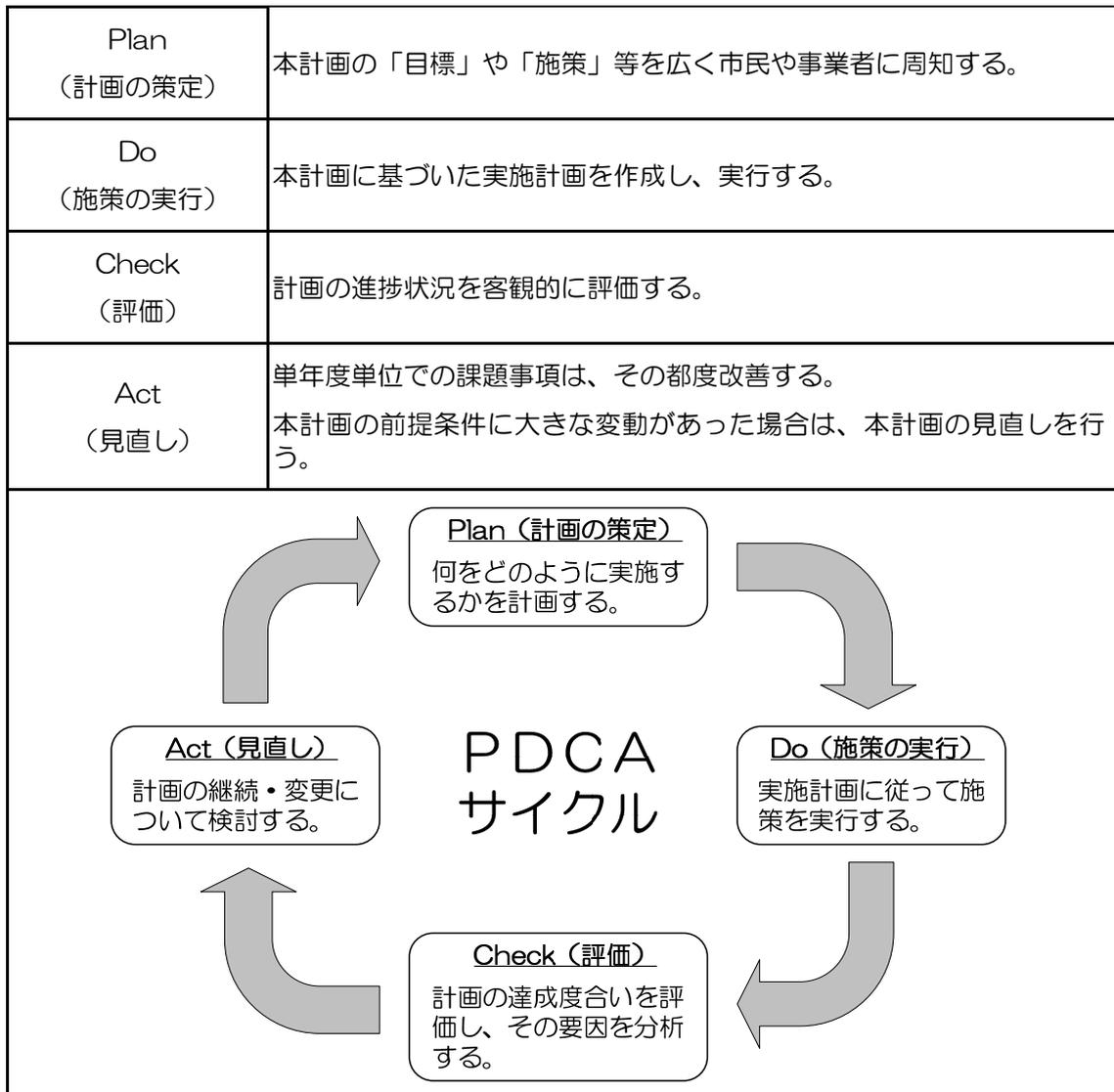
区分	処理・処分先
家電リサイクル品	・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、パソコンについては、販売店引き取りとする。（家電リサイクル券を貼り付け、メーカーへ直接引き渡すこともできる。）
パソコン ディスプレイ	・メーカーに回収を依頼するか「一般社団法人パソコン3R推進協会」へ問い合わせる。
処理困難物	・以下に示す品目については、販売店等に問い合わせること。 バッテリー、便器、洗面台、火鉢等、石、砂、泥、消火器、ガスボンベ、建設廃材（瓦、スレート、ブロック）、自動車部品、タイヤ、その他（焼却灰・農薬・薬品・バイク・畳）等

第4節 計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行うPDCAサイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表 1-5 に示すとおりとする。

▼図表 1-5 対象外廃棄物



第2章 地域特性

第1節 自然環境

1 位置

本町は佐賀県の東部に位置し、みやき町と吉野ヶ里町に囲まれている。本町の面積は、12.80 km²である。

▼図表 2-1 位置



資料：国土交通省「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」（10月1日現在）

2 地勢

本町は、概ね北部が丘陵及び台地、南部が沖積平野で、居住可能地の標高差約 50 メートルの北高南低の地形である。

また、南部には、1 級河川である筑後川が流れており、水田、飲用水、工業用水等の水資源として利用されている。なお、主要河川は以下のとおりである。

▼図表 2-2 地勢



3 気候

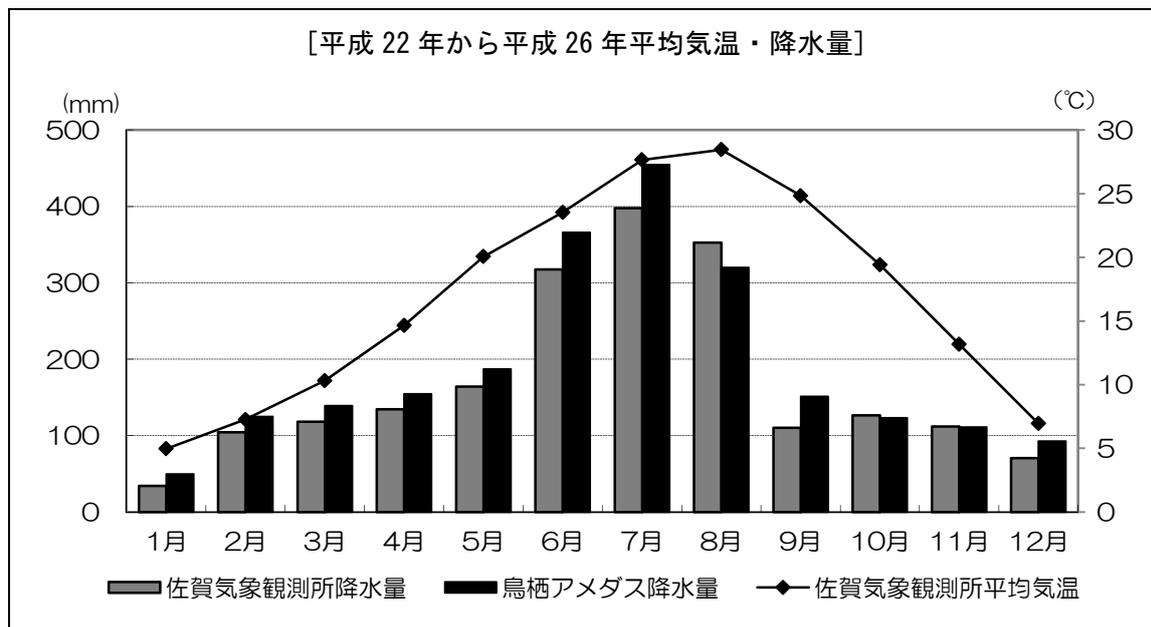
本町は、夏の気温が比較的高いものの、冬は温暖で晴天が多く、年間を通して日照時間が長いことが特徴としてあげられる。年間を通した平均気温は 16.8℃と比較的温暖であるが、冬には降雪が観測されることもある。平均降水量は 2,042.0mm（鳥栖アメダス：2,238.8mm）と比較的雨が多い気候である。

▼図表 2-3 降水量及び平均気温

項目	佐賀地域気象観測所		鳥栖アメダス
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	降水量 (mm)
H22 年	17.0	1,941.0	(2,119.5)
H23 年	15.5	2,005.5	2,267.0
H24 年	16.5	1,999.0	2,285.0
H25 年	17.1	2,012.0	2,276.0
H26 年	16.7	2,252.5	2,246.5
H22～26 年平均値	16.8	2,042.0	2,238.8
H 22 年 ～ H 26 年 月 平 均 値	1 月	5.0	34.2 (49.5)
	2 月	7.3	104.4 (124.6)
	3 月	10.3	118.2 140.0
	4 月	14.7	134.6 154.5
	5 月	20.1	164.0 187.0
	6 月	23.5	317.5 366.0
	7 月	27.7	397.7 454.7
	8 月	28.5	352.7 320.1
	9 月	24.8	110.2 151.3
	10 月	19.4	126.3 123.3
	11 月	13.2	111.7 110.9
	12 月	6.9	70.5 92.8

注：鳥栖アメダス観測は平成 22 年 3 月 4 日より開始。

() は欠測等により資料不足がある。



第2節 社会環境

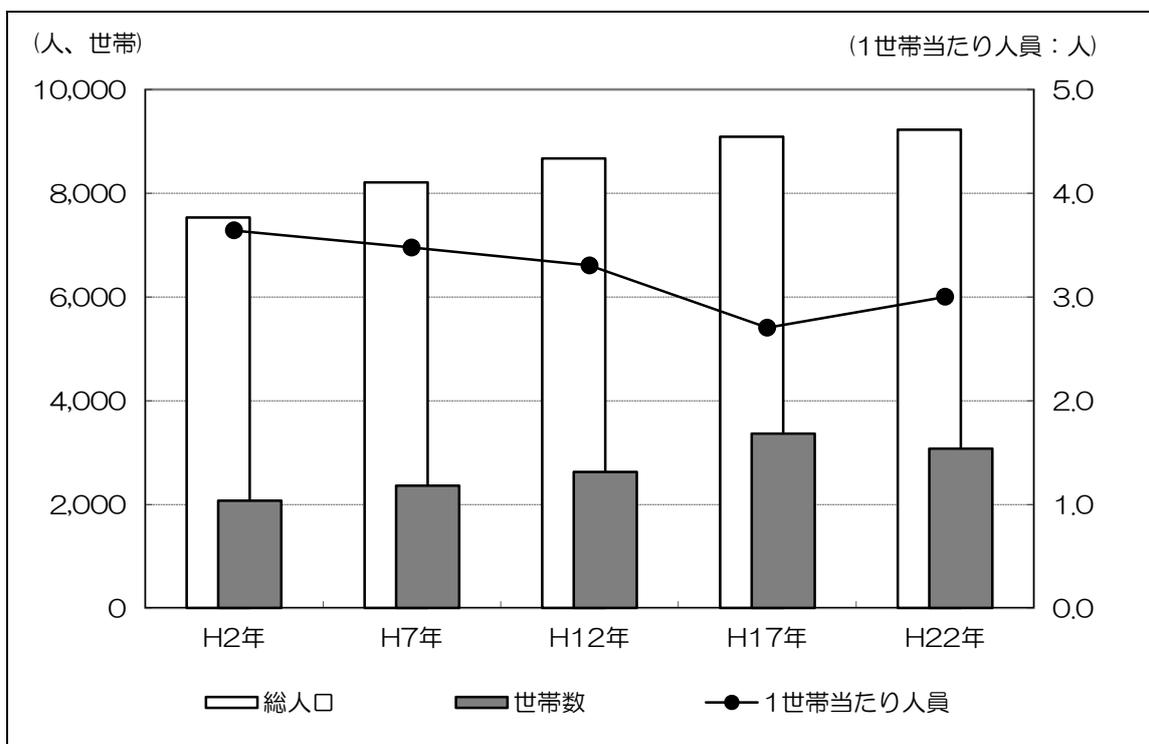
1 人口及び世帯数

本町の人口は増加傾向にあり、平成2年に7,534人であった人口が、平成22年には9,224人まで増加している。

同様に、世帯数は、平成2年の2,070世帯と比べ、平成22年では3,074世帯と増加しており、1世帯当たり人員は、平成2年の3.64人から平成22年には3.00人に減少している。このことから、核家族化の進行や単身世帯が増加しているものと推測される。

▼図表 2-4 人口及び世帯数の推移

項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	7,534	8,210	8,672	9,090	9,224
世帯数(世帯)	2,070	2,362	2,626	3,364	3,074
1世帯当たり人員(人)	3.64	3.48	3.30	2.70	3.00



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

2 産業

本町の平成 22 年度産業別就業者割合は、第 3 次産業の割合が 64.6%と最も高く、次いで第 2 次産業の 29.4%、第 1 次産業の 6.0%である。小分類別では、製造業 (23.2%) 社会・福祉業 (13.1%) が高い割合を示している。

▼図表 2-5 産業別就業人口の推移 (平成 22 年度)

項目	就業者数	人	割合
第 1 次産業		257	6.0%
農業、林業		257	6.0%
漁業		0	0.0%
第 2 次産業		1,270	29.4%
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0.0%
建設業		268	6.2%
製造業		1,002	23.2%
第 3 次産業		2,781	64.6%
電気・ガス・熱供給・水道業		6	0.1%
情報通信業		24	0.6%
運輸業、郵便業		261	6.1%
卸売業、小売業		554	12.9%
金融業、保険業		82	1.9%
不動産業、物品賃借業		28	0.6%
学術研究、専門・技術サービス業		56	1.3%
宿泊業、飲食サービス業		184	4.3%
生活関連サービス業、娯楽業		135	3.1%
教育、学習支援業		199	4.6%
医療、福祉		566	13.1%
複合サービス事業		48	1.1%
サービス業 (他に分類されないもの)		168	3.9%
公務 (他に分類されるものを除く)		390	9.1%
分類不能の産業		80	1.9%

資料：総務省「国勢調査」(平成 22 年度)

3 観光

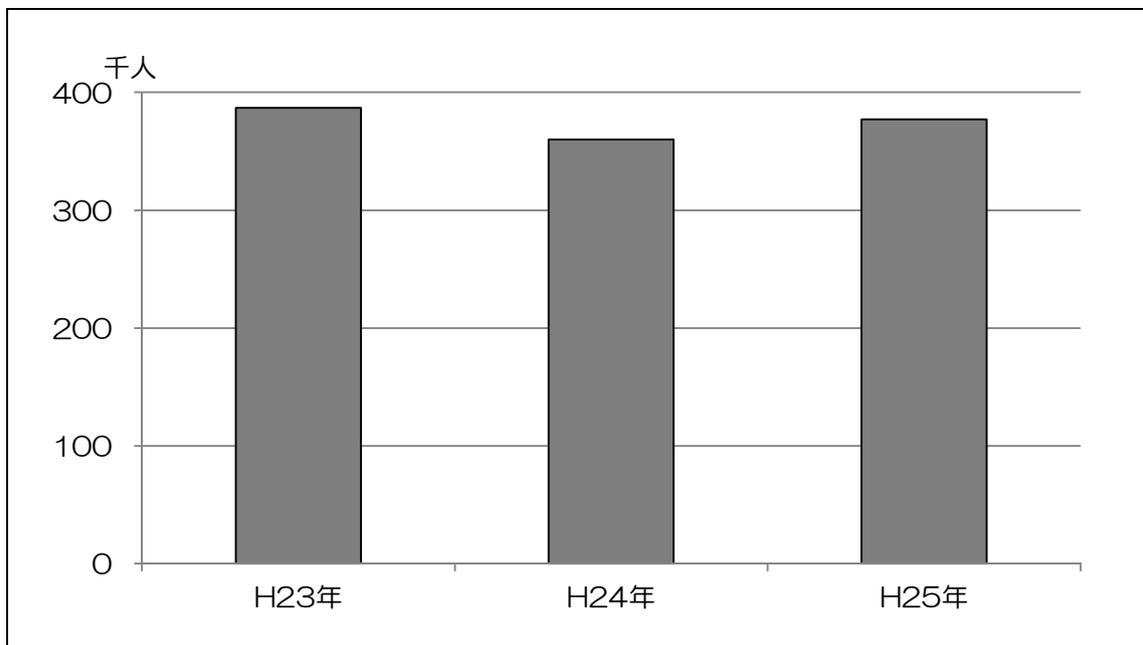
本町には、四季折々の自然を楽しむことのできる鎮西山、天然記念物に指定されている八藤丘陵の阿蘇 4 火砕流堆積物及び埋没林をはじめ多くの遺跡の名所が点在している。また、浮立は佐賀県のほぼ全域にて行われている民俗芸能であり、米多浮立が佐賀県重要無形民俗文化財に指定されており、歴史を感じる祭事が多くみられる。

観光地を訪れた観光客数は、平成 24 年度に若干落ち込んだが約 380 千人前後で一定である。

▼図表 2-6 年度別観光客数

単位：千人

項目	H23年	H24年	H25年
観光客数	386.9	360.0	377.2



資料：佐賀県「佐賀県観光客動態調査」

第3節 都市環境

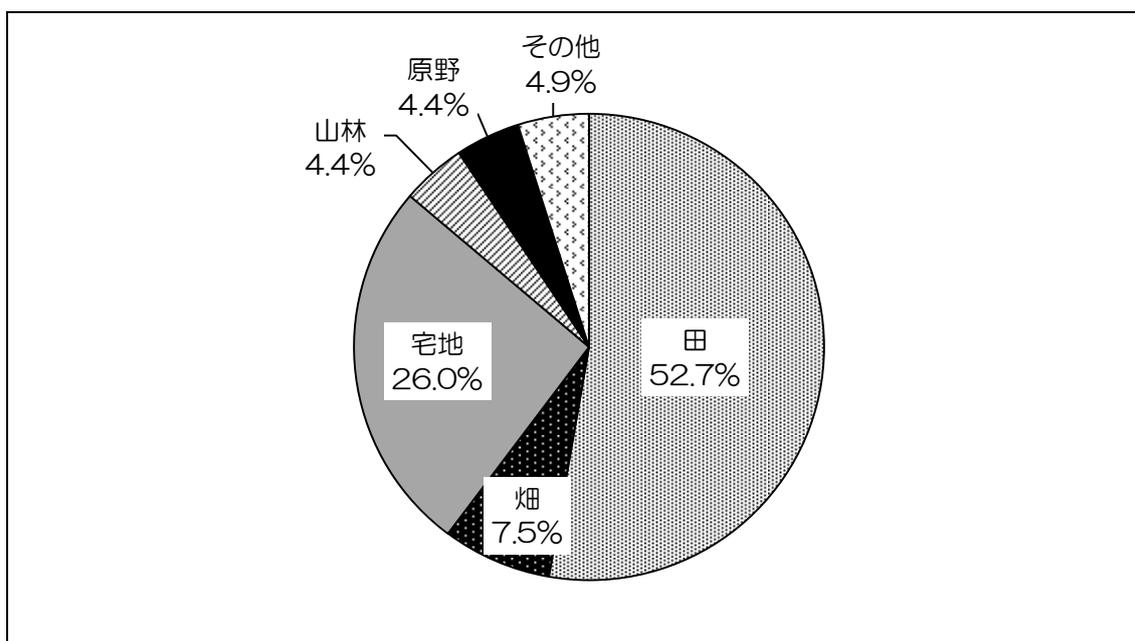
1 土地利用

本町の土地利用状況のうち、田が 52.7%を占め最も多く、次いで宅地が 26.0%、畑が 7.5%と続いている。山林及び田・畑の合計で6割以上を占めている。

▼図表 2-7 土地利用（私有地）（平成 25 年 1 月 1 日現在）

単位：ha

総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
878	463	66	228	39	39	43



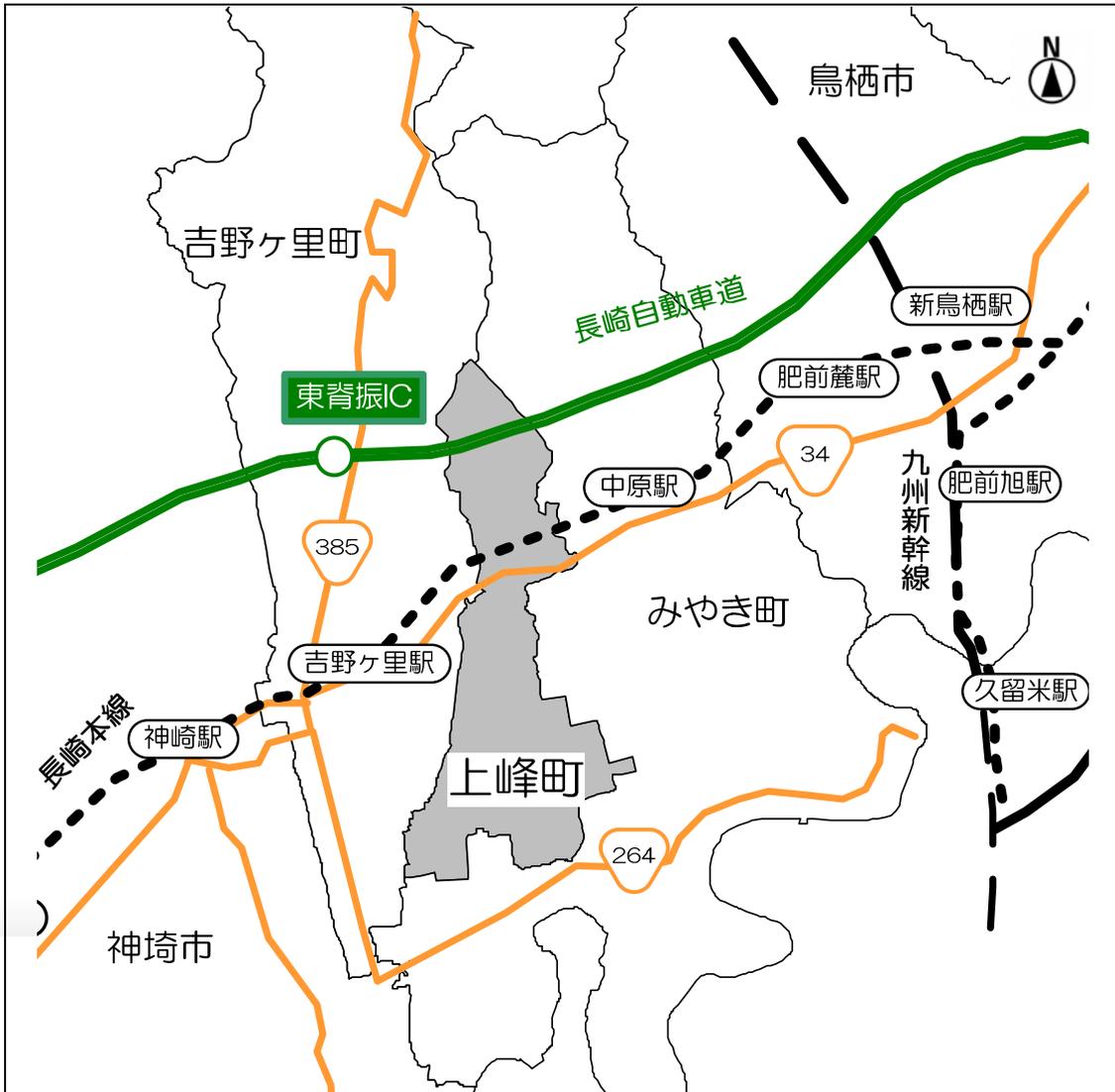
資料：佐賀県「統計年鑑」（平成 26 年版）

2 交通

本町の主要幹線は、北部を国道 34 号が走り交流機能を持っている。また町北部に長崎自動車道が横断しており、町内からは、東脊振インターチェンジが近くに位置しており、高速道路への利便性は比較的高くなっている。

鉄道は町内に J R 長崎本線が横断している。

▼図表 2-8 交通概略図



第4節 総合計画

本町では、上位計画として総合計画の策定を行っており、計画の概要は以下に示す通りである。

▼図表 2-9 総合計画の概要

【計画名称】	： 第4次上峰町総合計画
【基本計画の期間】	： 平成 24 年度～平成 33 年度
【策定年】	： 平成 24 年
【人口目標値】	： 10,000 人（平成 33 年目標）
【将来像】	： みんなでつくる元気創造拠点・上峰
【廃棄物処理に関する施策】	
	○ごみ収集・処理体制の充実
	○3R運動の促進
	○不法投棄の防止
	○し尿処理・処理体制の充実

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 廃棄物処理の現状と課題

1 ごみの分別

本町の分別区分は、大きく①可燃ごみ、②不燃ごみ、③資源ごみ、④粗大ごみの4種類である。資源ごみは、紙・布類、ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、食用廃油、乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライターに分かれている。

▼図表 3-1 ごみ種類別分別

ごみ種類		具体例	分別区分名称
可燃ごみ		生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、ビデオテープ、木くず、剪定くず など	燃えるごみ
不燃ごみ		鍋・やかん、小型家電製品、包丁、陶磁器、ガラス製品、鏡 など	燃えないごみ
資源ごみ	紙・布類	新聞、チラシ	新聞、チラシ
		牛乳パック	牛乳パック、ジュースパック
		段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌、カタログ、パンフレット、紙製容器
		布類	衣類、シーツ、タオルケット
	ビン	無色透明ビン、すりガラス	無色ビン
		ジュース、栄養ドリンクなどのビン	茶色ビン
		無色・茶色ビン以外のビン、化粧ビン・整髪料などのビン	その他色ビン
	缶	ジュース缶、ビール缶、缶詰、のり・かつおぶし缶	スチール缶
			アルミ缶
	ペットボトル	ジュース、焼酎、しょうゆなどの透明のペットボトル	ペットボトル
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ
	容器包装プラスチック	お菓子の袋、卵パック、レジ袋 など	容器包装プラスチック
	食用廃油	使用済みのてんぷら油	食用廃油
	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター
粗大ごみ		ごみ袋に入らない家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車、ミシン、かさ など	粗大ごみ

2 ごみの排出量

2-1 年間排出量

本町管内におけるごみの年間総排出量は、平成 24 年度までは減少傾向であったが、その後増加し、平成 26 年度は 2,766t まで増加している。

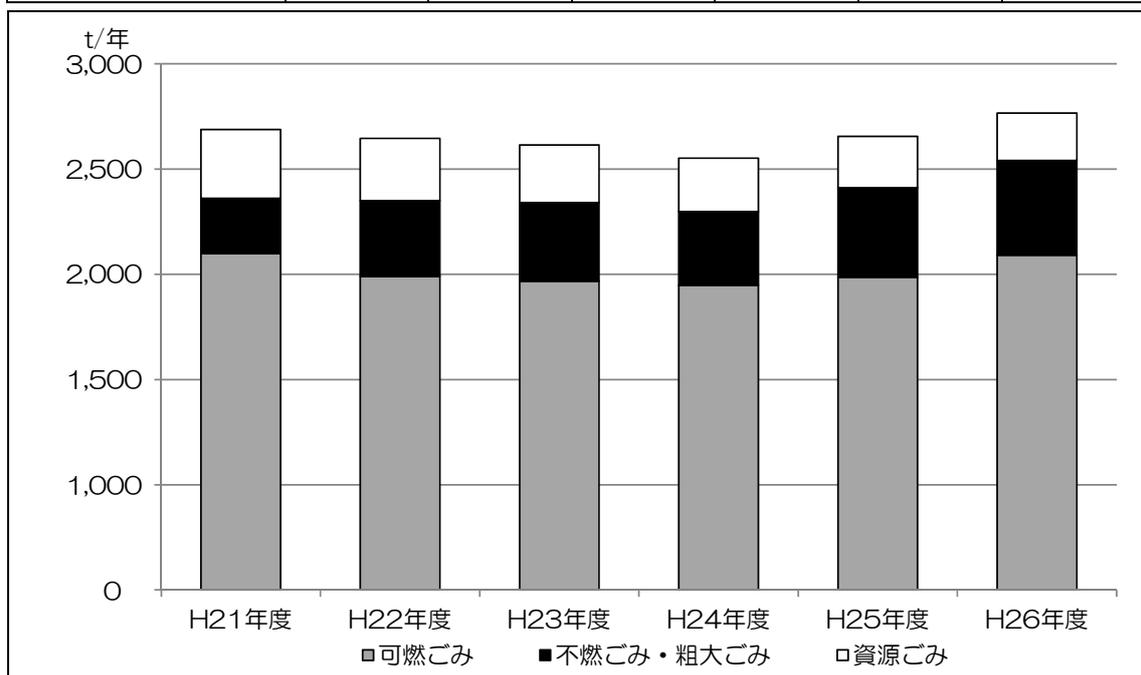
ごみ種類別にみると、可燃ごみは概ね横ばい、不燃ごみ・粗大ごみは増加傾向で、資源ごみは減少傾向である。

家庭系、事業系別にみると、家庭系ごみは概ね横ばい傾向であるが、事業系ごみは、増加傾向となっている。

▼図表 3-2 ごみ排出量の推移

単位：t/年

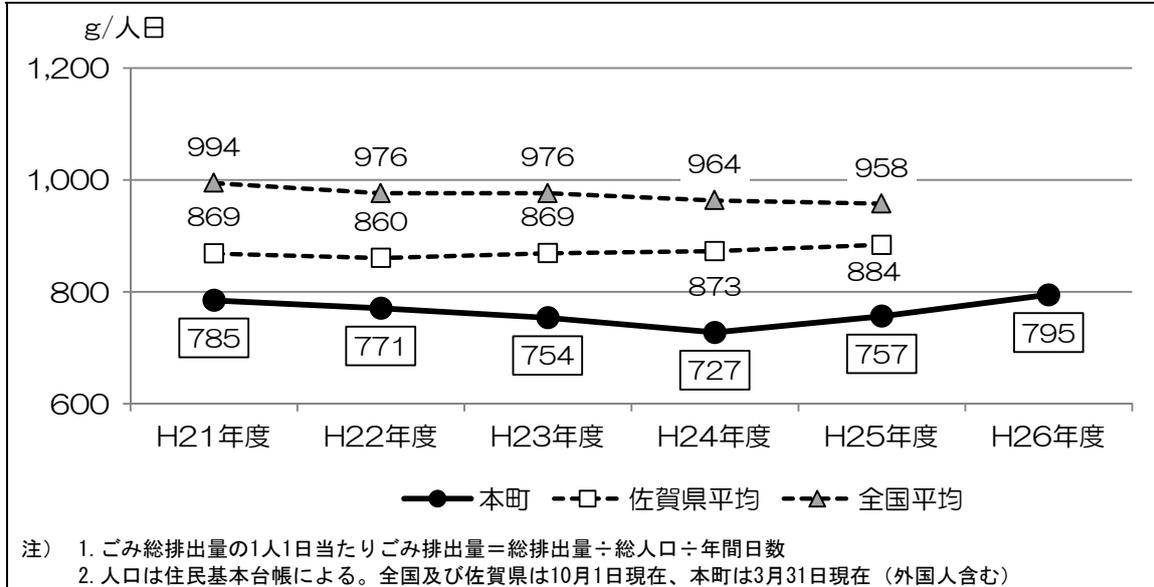
項目		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
人口（年度末）		9,383	9,408	9,504	9,614	9,619	9,536
家庭系 ごみ	可燃ごみ	1,701	1,614	1,606	1,616	1,635	1,579
	不燃ごみ・ 粗大ごみ	250	291	313	291	361	388
	資源ごみ	326	296	273	253	245	224
	計	2,277	2,201	2,192	2,160	2,241	2,191
事業系 ごみ	可燃ごみ	398	376	361	333	352	513
	不燃ごみ・ 粗大ごみ	13	69	61	60	63	62
	計	411	445	422	393	415	575
ごみ総排出量		2,688	2,646	2,614	2,553	2,656	2,766
可燃ごみ		2,099	1,990	1,967	1,948	1,987	2,092
不燃ごみ・粗大ごみ		263	360	374	351	424	450
資源ごみ		326	296	273	253	245	224



2-2 1人1日当たりごみ排出量

本町管内の1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、平成24年度まで減少傾向となっていたが、その後増加傾向となっている。本町の1人1日当たりごみ排出量は795gと佐賀県平均や全国平均と比較すると低い値で推移している。

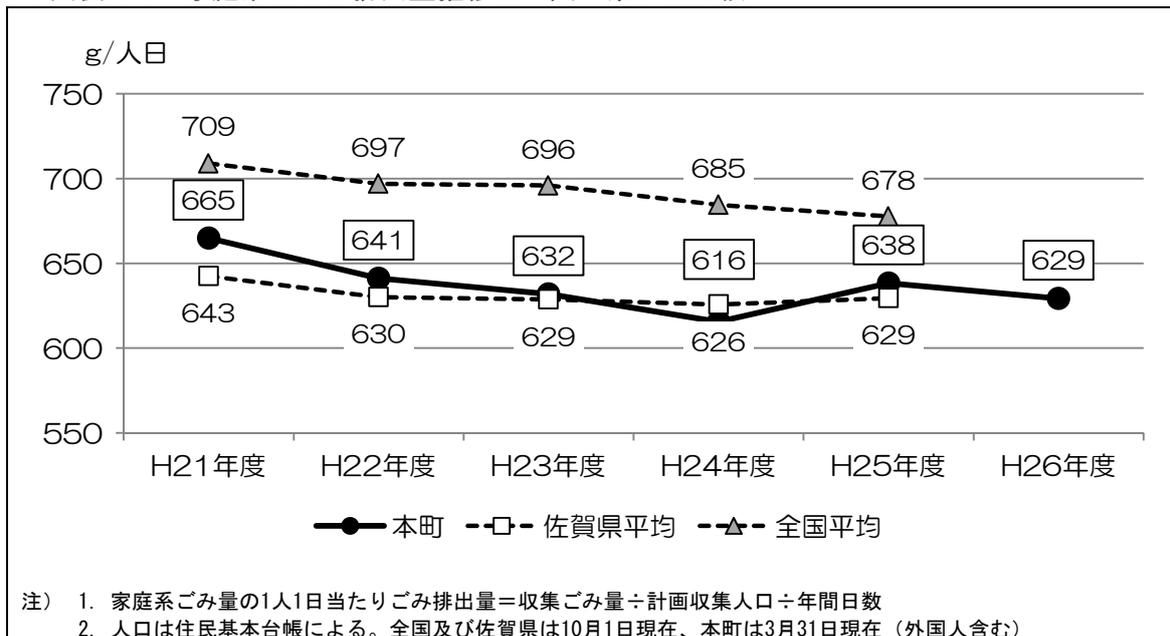
▼図表 3-3 ごみ総排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(全国及び佐賀県)

家庭ごみの1人1日当たりごみ排出量は、一時的に増加した年度はあるものの、全体としては減少傾向となっている。本町の1人1日当たりごみ排出量は、佐賀県平均と同程度、全国平均と比較すると低い値となっている。

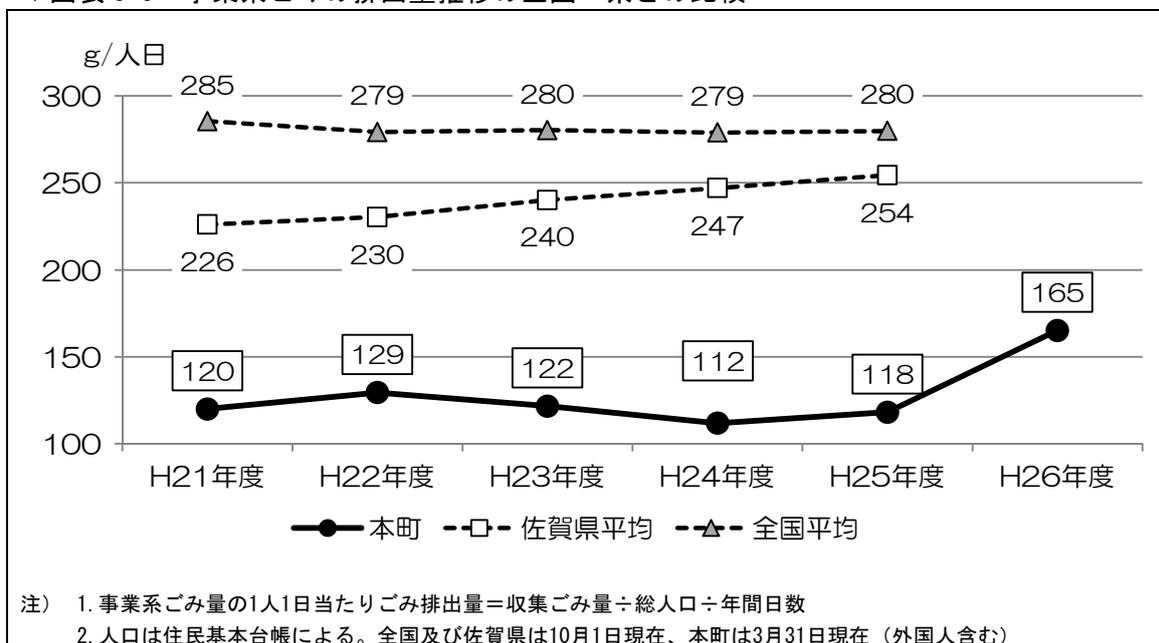
▼図表 3-4 家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(全国及び佐賀県)

事業系ごみの1人1日当たりごみ排出量は、佐賀県平均及び全国平均と比較して低い値で推移しているが、平成26年度に大きく増加している。

▼図表 3-5 事業系ごみの排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(全国及び佐賀県)

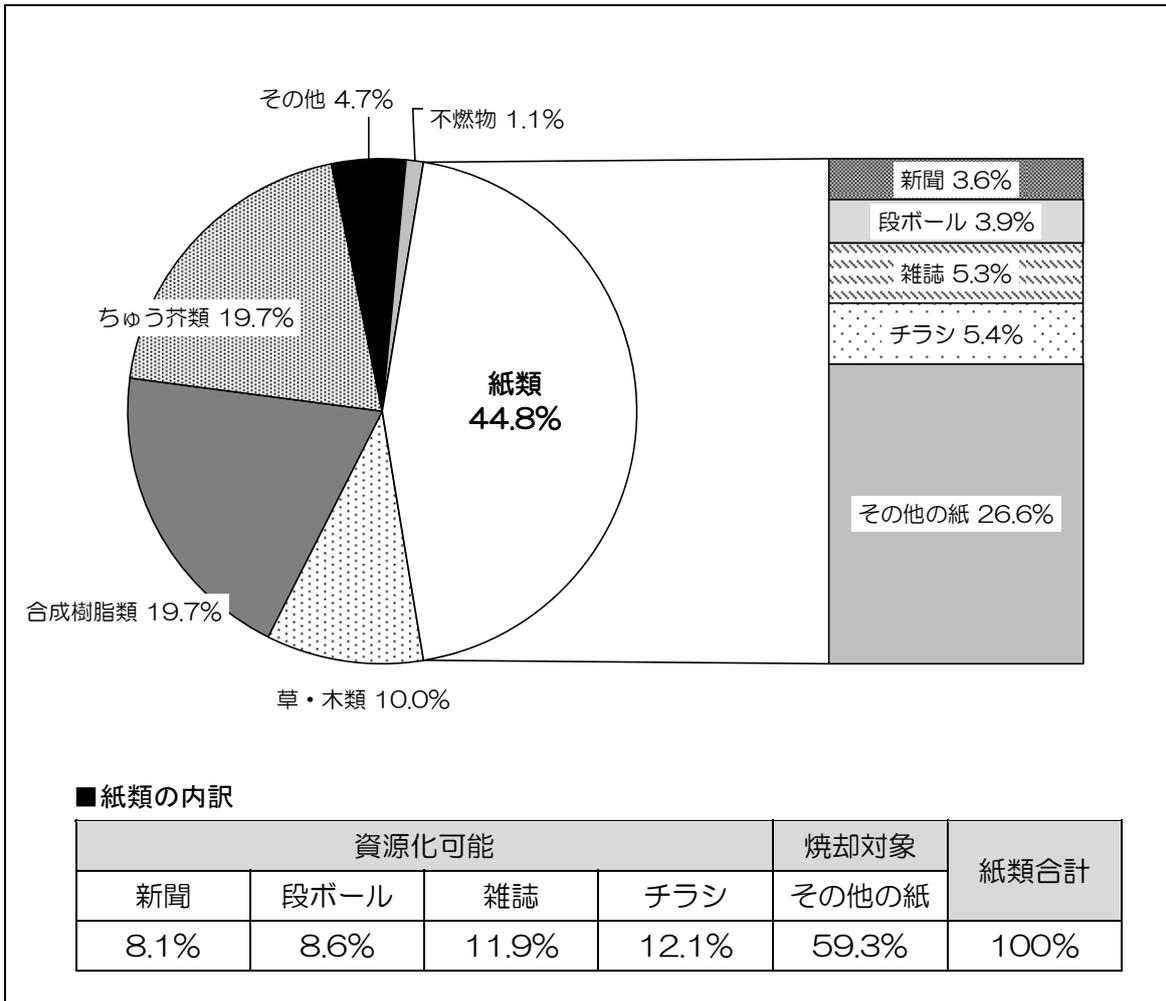
3 ごみの性状

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（以下「溶融資源化センター」という。）において溶融処理を行う可燃ごみは、施設の安定稼働を維持するために年4回の頻度で定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

平成26年度に実施したごみ種類組成の調査結果（湿ベース）の構成比は、紙類が44.8%、合成樹脂類と生ごみなどのちゅう芥類がともに19.7%の順で高くなっている。

また、44.8%の構成比を占める紙類の内訳としては、約40%が新聞・段ボール・雑誌・チラシ等の資源化可能な紙が含まれている状態である。

▼図表 3-6 可燃ごみの性状



資料：組合

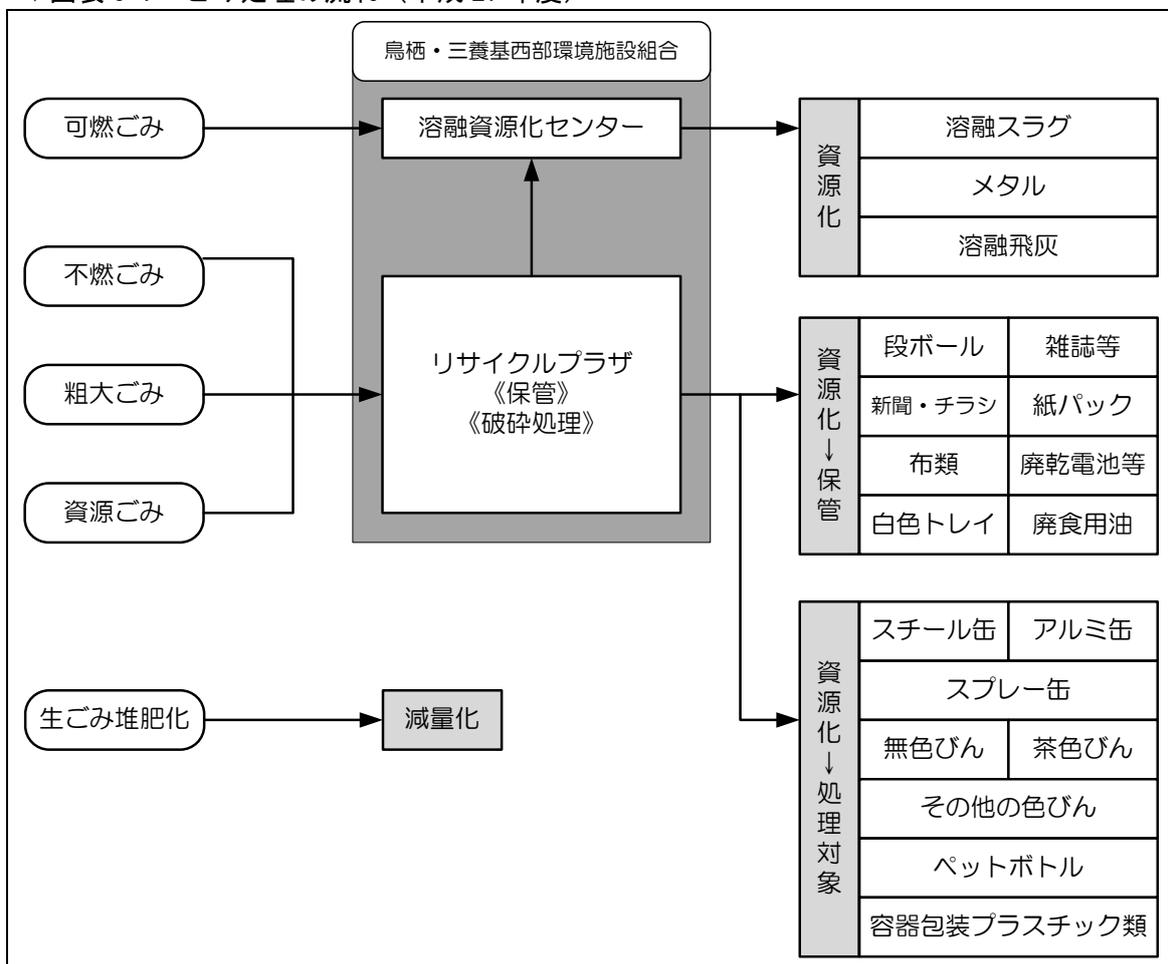
4 ごみ処理システム

4-1 ごみ処理の流れ

本町管内から排出された可燃ごみは、組合が管轄する溶融資源化センターで溶融処理を行っており、溶融処理により生成した溶融スラグ、メタル及び溶融飛灰は路盤材などの土木資材やセメント原料等として有効利用している。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについても、組合が管轄する鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）で破碎・選別・圧縮梱包等の処理を処理対象物の特性に合わせた方法で行っている。その際に回収した金属類などは資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は溶融資源化センターで溶融処理している。

▼図表 3-7 ごみ処理の流れ（平成 27 年度）



4-2 収集運搬に関する事項

ごみの収集頻度は、可燃ごみは、週2回、不燃ごみ及び資源ごみは、地区により1～2回である。粗大ごみは、年4回に予約による戸別収集を行っている。

▼図表 3-8 ごみ排出方法（平成27年度）

ごみ種類		収集頻度及び収集場所	排出容器及び手数料	
可燃ごみ		週2回 ステーション収集	指定袋 (大：40円/枚、小：25円/枚)	
不燃ごみ		月1～2回 拠点回収	指定袋 (大：45円/枚)	
資源 ごみ	紙・ 布類	紙類	月1～2回 拠点回収	ひもで結ぶ
		布類	月1～2回 拠点回収	ひもで結ぶ
	ビン		月1～2回 拠点回収	コンテナ
	缶		月1～2回 拠点回収	コンテナ
	ペットボトル		月1～2回 拠点回収	ネット
	白色トレイ		月1～2回 拠点回収	ネット
	容器包装プラ		月1～2回 拠点回収	ネット
	廃食用油		月1～2回 拠点回収	フタ付容器・コンテナ
	蛍光管・電球・ 電池・水銀体温計		月1～2回 拠点回収	透明の袋、購入時の箱
粗大ごみ		年4回 戸別収集（予約）	シール (500円/枚)	

4-3 ごみ処理施設

本町から排出されたごみは、組合が管理する溶融資源化センター及びリサイクルプラザにて処理を行っている。

溶融資源化センターでは、溶融処理後に発生する溶融スラグ、メタル、溶融飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を回収した発電を行っており、施設内の電力として利用している。

リサイクルプラザでは、不燃ごみや粗大ごみを破碎処理・選別・圧縮、資源ごみは選別・保管などを行い、資源化の促進を図っている。

▼図表 3-9 鳥栖・三養基西部溶融資源化センターの概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	鳥栖・三養基西部溶融資源化センター
	供用開始	平成 16 年 4 月
	処理能力	66t/日×2 炉 132t/日
	処理方式	シャフト炉型ガス化溶融炉
	炉型式	全連続燃焼式
	排ガス処理方式	消石灰+ろ過式集じん器+脱硫+脱硝
	ガス冷却方式	水噴霧方式
	余熱利用の状況	蒸気+発電方式



資料：組合

▼図表 3-10 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザの概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
	供用開始	平成 16 年 4 月
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理方式	○粗大ごみ・不燃ごみ 低速 2 軸式破碎+高速回転式破碎+機械選別 ○缶類 機械選別+圧縮成型 ○ペットボトル・容器包装プラスチック類 手選別+圧縮梱包 ○ビン類 手選別 ○紙類 圧縮成型 ○白色トレイ・古布・乾電池・蛍光管 保管
	処理能力	47 t/日 (5h)



資料：組合

5 排出抑制・再資源化への取組

本町では、住民や事業者によるごみの排出抑制・再資源化を推進するため、広報誌やホームページでの啓発等を行っている。

5-1 生ごみ堆肥化による減量化

本町では、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、住民を対象に家庭用生ごみ堆肥化容器の購入に対して補助金の交付を実施している。

▼図表 3-11 生ごみ堆肥化容器等の設置補助の概要

開始時期	助成対象	助成金
H24 年度	住民	購入費の 1/2 上限：生ごみコンポスト化容器の場合 2,000 円 生ごみ電動処理機の場合 20,000 円 ※100 円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨て

▼図表 3-12 生ごみ堆肥化容器等の設置補助件数

単位：件数

品 目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
設置補助件数	8	4	6

5-2 事業者による再資源化

本町では、資源ごみの分別収集や拠点回収以外に町内のスーパーマーケットに資源物を直接持ち込することができる。

6 中間処理・最終処分の実績

6-1 溶融資源化センター

溶融資源化センターにおける溶融処理量は、事業系ごみの増加が顕著となった平成23年度に急激に増加し、以降は横ばいで推移している。

一方で、資源化量の推移は変動している。これは、資源化量が一旦ヤード等で保管した後に資源化物として搬出した量であるため、溶融処理量の傾向とは一致しない。

▼図表 3-13 溶融資源化センターの実績（組合同計）

単位：t

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
溶融処理量	29,892	29,845	32,580	31,597	32,261	32,435
資源化量	4,126	3,970	3,979	3,719	3,659	4,442
溶融スラグ	2,196	2,219	2,401	2,028	2,042	2,848
メタル	102	112	28	136	109	96
溶融飛灰	1,828	1,639	1,550	1,555	1,508	1,498

資料：組合

6-2 リサイクルプラザ

リサイクルプラザにおける資源化の推移は、継続した減少傾向となっている。特に、平成24年度以降の古紙類の減少が著しくなっている。

▼図表 3-14 再資源化量の実績

単位：t

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
金属類	69	74	65	69	66	65
プラスチック類	21	19	24	24	24	30
古紙類	202	188	179	155	145	123
びん類	54	46	32	39	40	36
布類	17	17	24	17	25	22
廃食用油	4	4	2	2	2	3
その他	24	23	6	7	22	16
合計	391	371	332	313	324	295

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

6-3 最終処分の実績

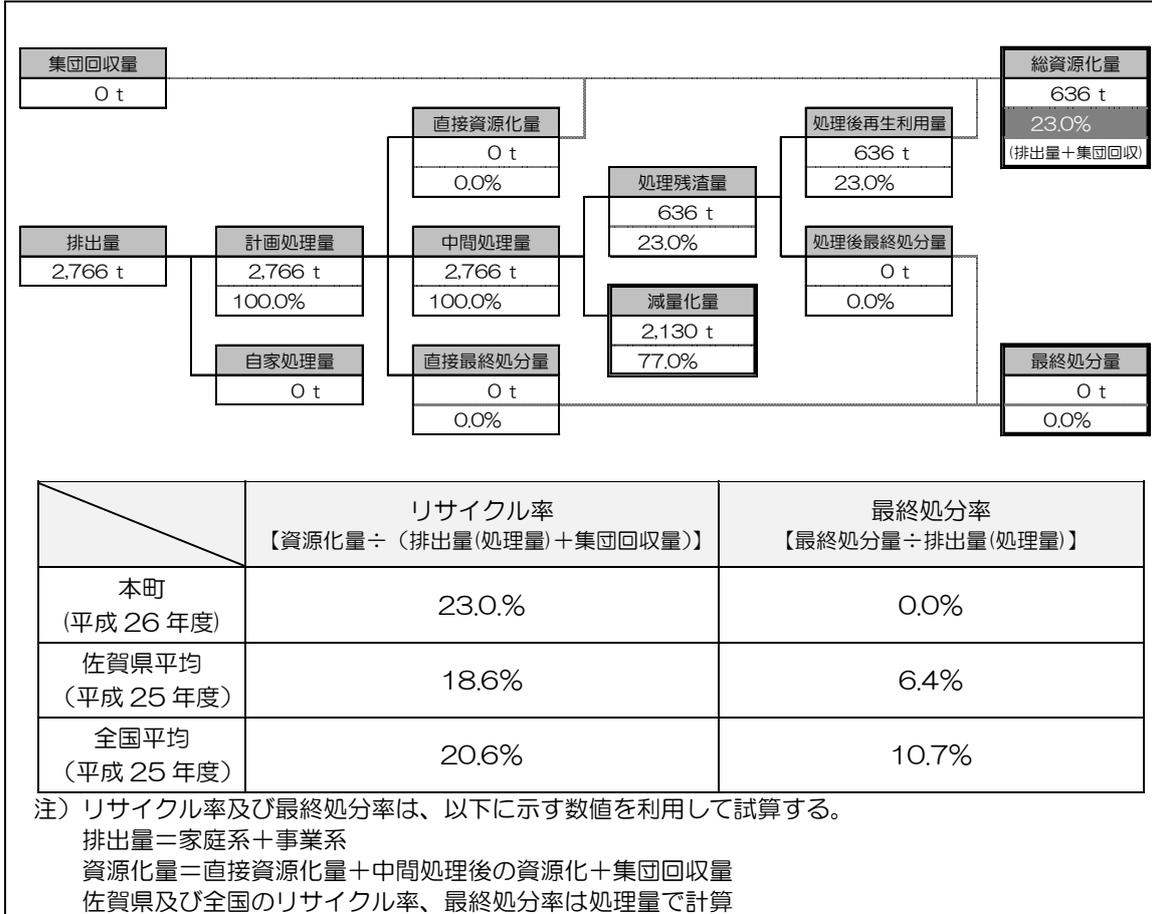
組合が管轄する溶融資源化センターでは、本町、鳥栖市及びみやき町管内から排出された可燃ごみ及びリサイクルプラザにて処理を行った後に発生する可燃残渣及び不燃残渣を溶融処理し、全量溶融スラグ等として資源化していることから、最終処分は行っていない。

7 リサイクルと最終処分状況

本町管内の集団回収や中間処理等の資源化を含めた資源化量は、平成 26 年度実績で 636t/年となっており、リサイクル率は 23.0%と佐賀県または全国の平均値より高い値となっている。

なお、最終処分量については、組合において溶融処理等の中間処理を実施し、全量再資源化を行っているため、最終処分は行っていない。

▼図表 3-15 リサイクルと最終処分の状況(平成 26 年度)

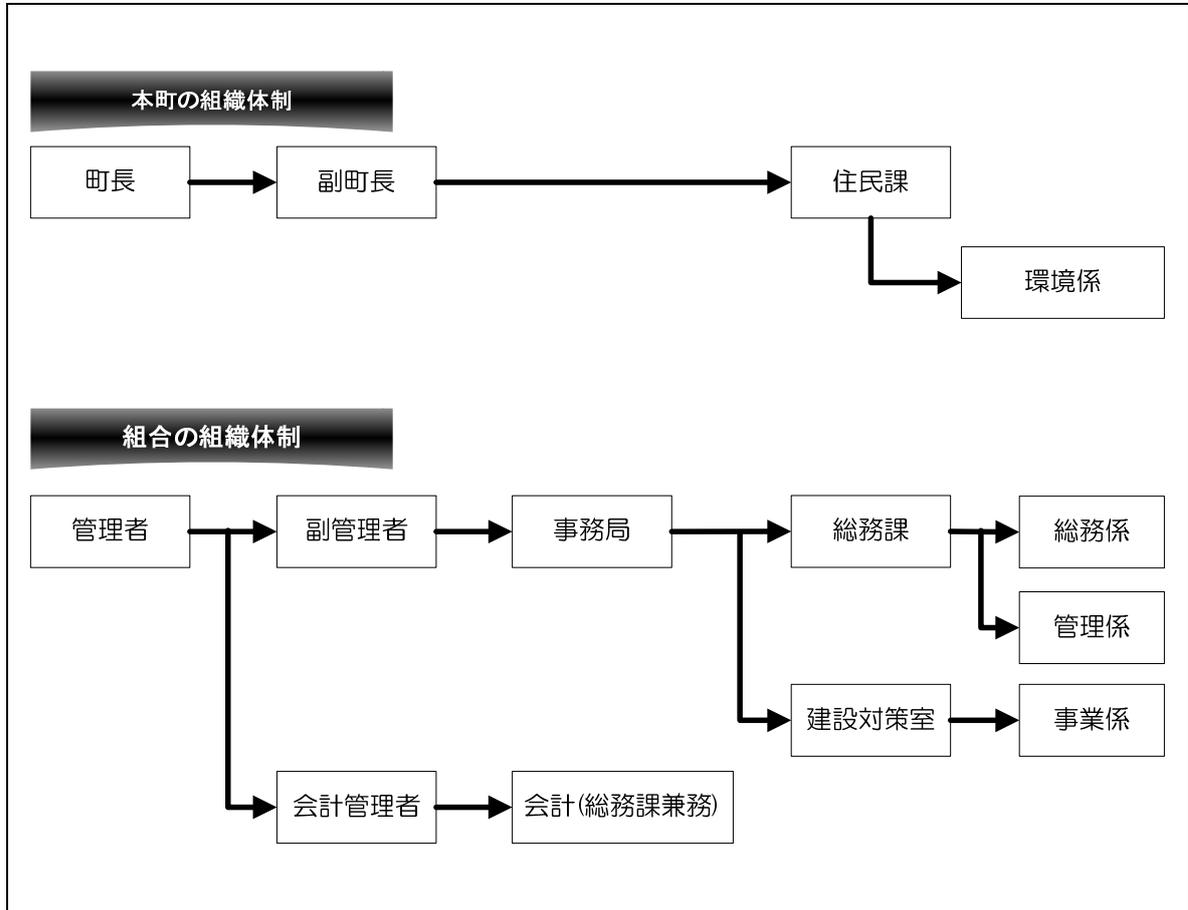


8 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

8-1 ごみ処理の組織体制

廃棄物処理の組織体制は、以下のとおりである。

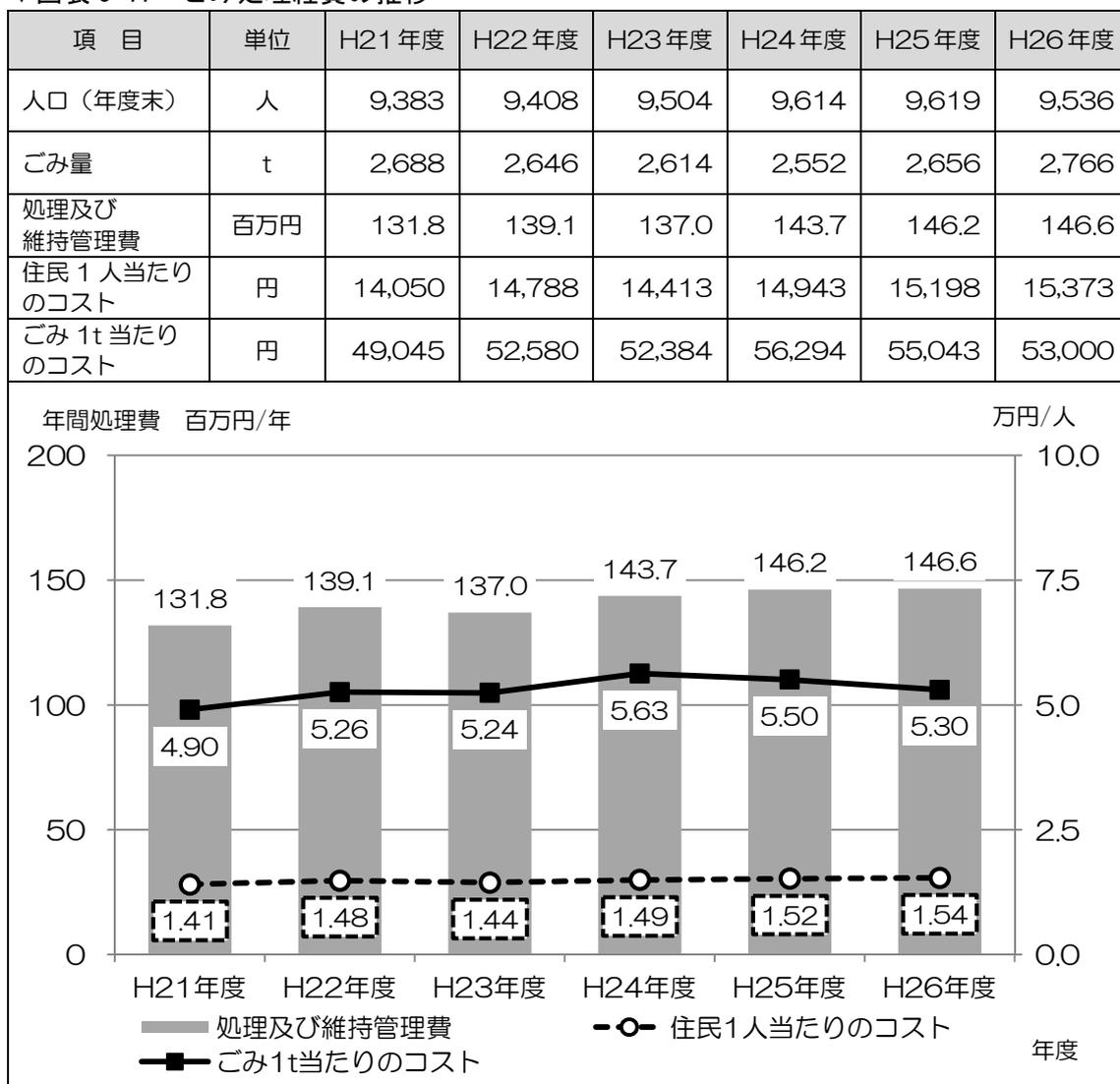
▼図表 3-16 廃棄物処理の行政組織体制



8-2 ごみ処理経費

本町のごみ処理経費は、住民1人当たりコストは、増加傾向を示しているが、ごみ1t当たりコストは平成24年度をピークに減少している。

▼図表 3-17 ごみ処理経費の推移



注：処理及び維持管理費は、本町の一般廃棄物処理実態調査票（組合分担金含む）を基本としている。

9 ごみ処理評価

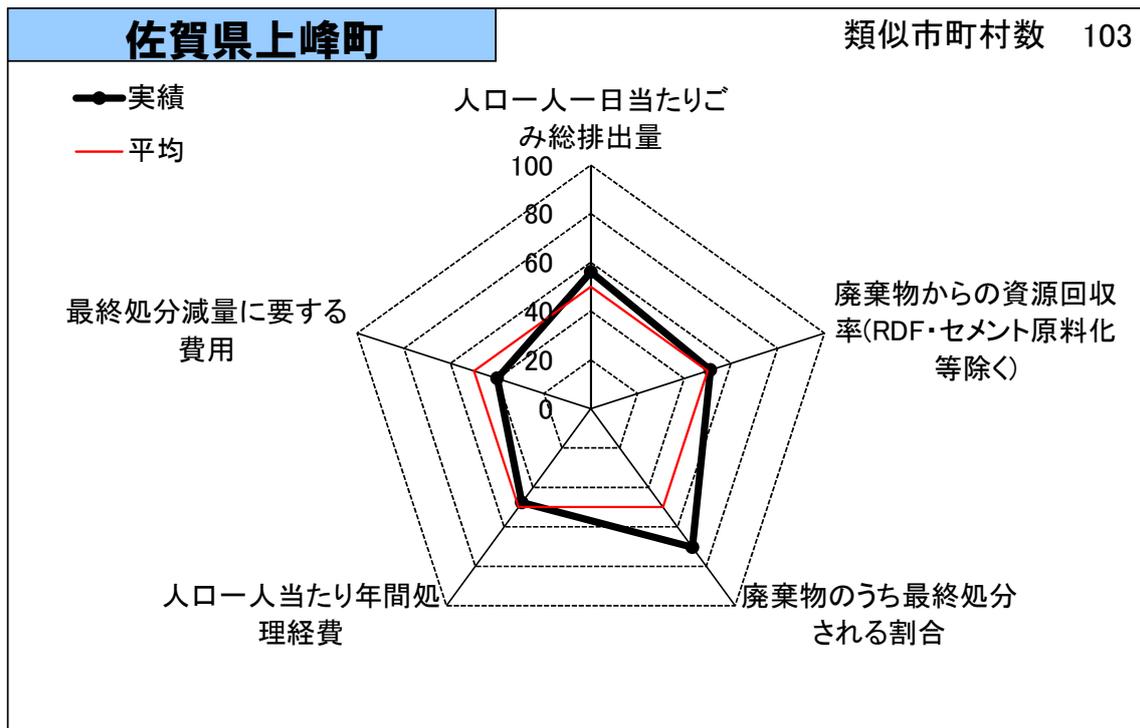
本町のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成 24 年度実績を基に、本町と同程度の人口規模の自治体との比較評価は以下のとおりである。

人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量は、標準偏差が 50 を上回っているため全国平均と比べてごみ排出量が少ない状態である。廃棄物からの資源回収率及び人口 1 人当たりの年間処理経費は、標準偏差が 50 程度で平均である。廃棄物のうち最終処分される割合は、標準偏差が 50 を上回っており、全国平均と比べて最終処分量が少ない状態である。最終処分量に要する費用は、標準偏差が 50 を下回っているため、全国平均と比べて溶融処理等による減量に要する費用が高くなっている状態である。

▼図表 3-18 ごみ処理の評価項目

指標		指数の見方
循環型社会形成	人口一人一日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	人口一人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1 人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

▼図表 3-19 ごみ処理の評価



資料：平成 24 年度一般廃棄物処理実態調査結果

10 ごみ処理に関する課題

本町のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりである。

【ごみの排出に関する事項】

ごみの減量が必要

- ・平成 26 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 795g と、佐賀県平均や全国平均と比べ低い値であるが、近年増加傾向となっているため、ごみの減量化が必要となっている。
- ・家庭系の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向となっているが、この傾向を維持する必要がある。
- ・事業系の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、急激に増加していることから、事業者のごみの減量化や適正処理が必要となっている。

ごみの排出方法等の統一が必要

- ・可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の価格、粗大ごみシールの価格が鳥栖市及びみやき町で異なっていることから、価格設定に対する検討が必要となっている。
- ・不燃ごみ及びスプレー缶等の取り扱いが鳥栖市及びみやき町で異なっていることから、分別品目の取り扱いについて検討が必要となっている。

【再資源化に関する事項】

分別徹底が必要

- ・組合の組成調査結果より可燃ごみには、資源ごみに分類される古紙が多く混入していることから、分別の徹底が必要となっている。

【中間処理に関する事項】

安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要

- ・組合が管轄する溶融資源化センター及びリサイクルプラザは、供用開始から 10 年以上が経過していることから、今後も適正な維持管理及び運転管理を継続することにより、施設の安定稼働を継続する必要がある。
- ・一般にごみ焼却施設の供用年数は 15～20 年間とされていることから、組合施設についても、将来的な施設整備のあり方を検討する必要がある。

【最終処分に関する事項】

最終処分量ゼロの維持が必要

- ・本町及び組合では最終処分場を保有していないことから、今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量ゼロを維持していく必要がある。

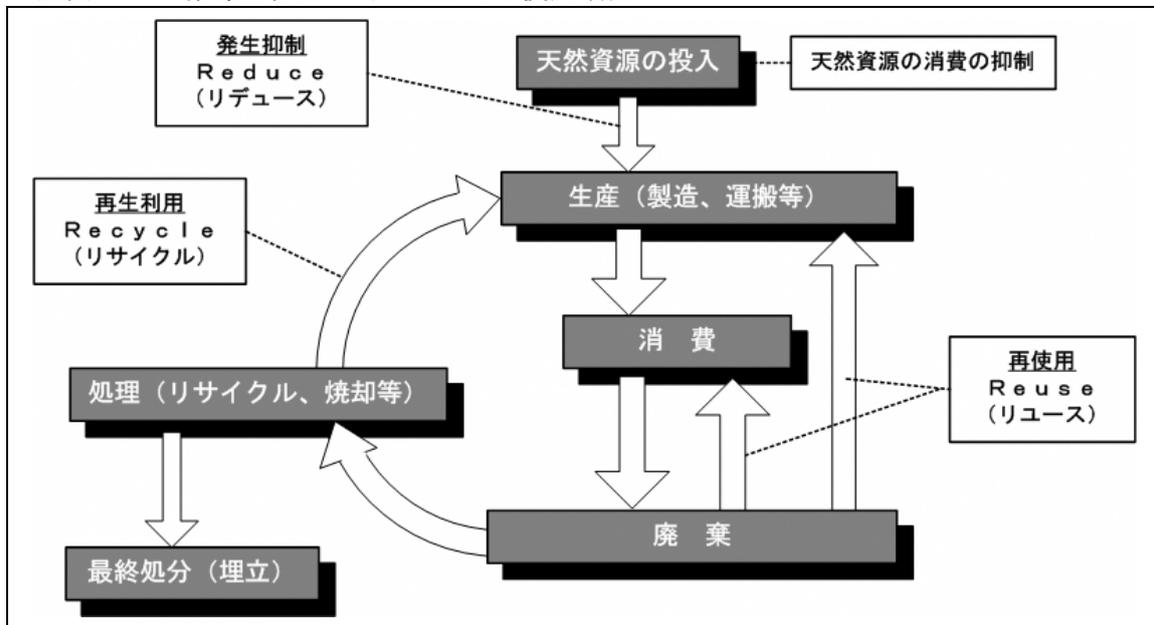
第2節 ごみ処理の目標

1 基本方針

本町では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表 3-20）を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環的な利用を促進していくものとする。

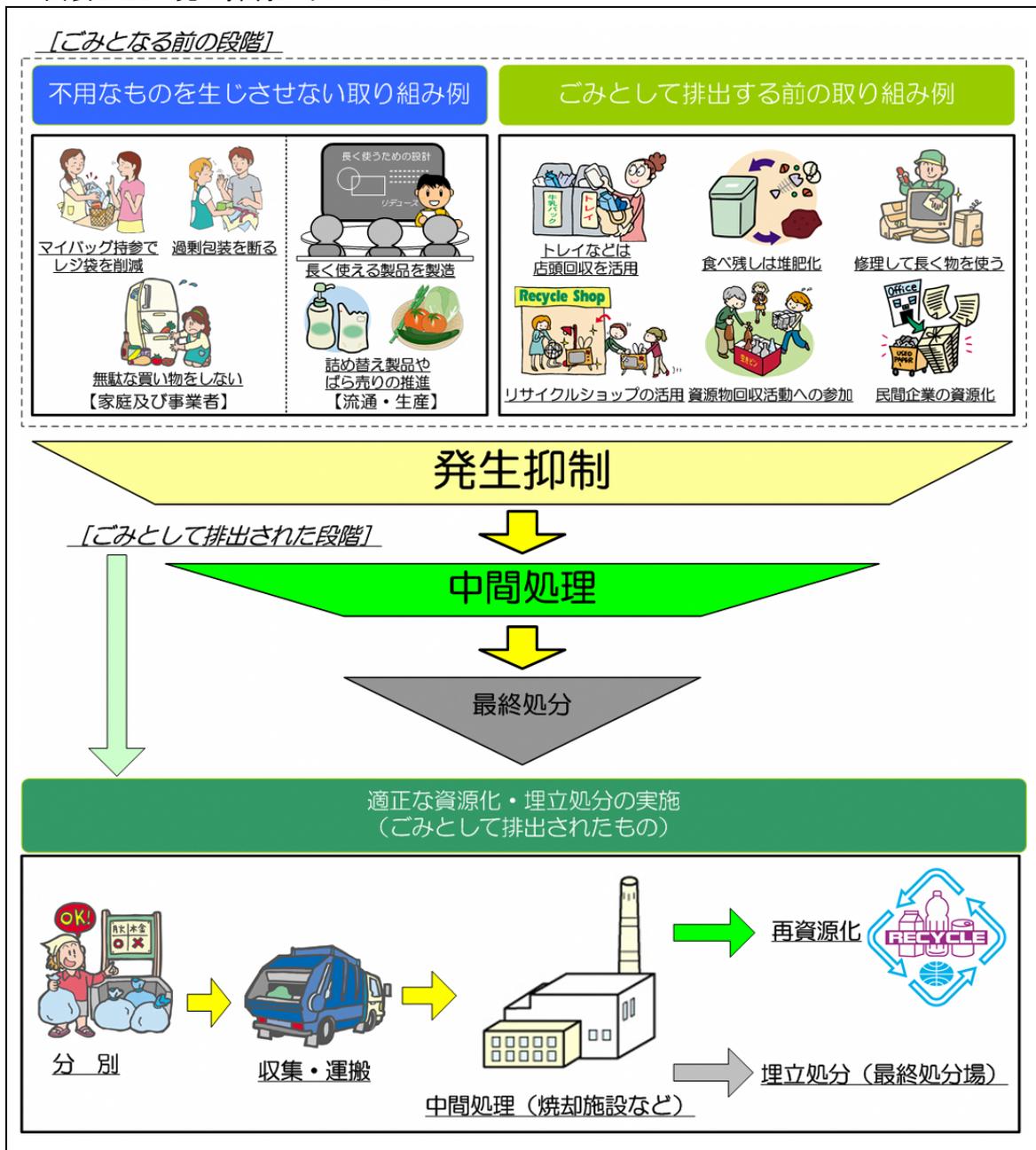
本計画では、既定計画と同様に「資源循環型社会の構築」を基本理念として、ごみの減量化及び資源化を進めていくものとする。

▼図表 3-20 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画では、ごみとなる可能性がある不要なものになるべく出さないことや、不要になってしまったものについてはリユースすることで「ごみを出さない」ことを「発生抑制」として位置付けている。「発生抑制」のイメージは下図に示すとおりである。

▼図表 3-21 発生抑制のイメージ



注：組合施設では溶融処理を行っているため、埋立最終処分は発生しない。

本町では、「資源循環型社会の構築」を基本理念として、「住民・事業者・行政が連携した取組」、「ごみの減量化及び資源化のための3R運動の推進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の3つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

基本方針1：住民・事業者・行政が連携した取組

住民・事業者・行政の3者が連携し意識向上に務め、一步進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。

基本方針2：ごみの減量化及び資源化のための3R運動の推進

3R運動による適正分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。

基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を継続する方針とする。

あわせて、現在供用している廃棄物処理施設においては、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理を継続して行っていく方針とする。

ただし、将来的にごみ処理施設の更新を行った場合は、更新する施設に応じた収集・運搬・処理・処分を構築する方針とする。

2 ごみ処理主体

本町管内から排出されたごみを処理する主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみの種類ごとに明確化する。

2-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である住民や事業者が自ら行うものとする。なお、ごみの再生利用やごみの減量を実施するための周知・啓発等は本町が行うものとする。

2-2 収集運搬段階

家庭から排出されるごみの収集運搬については、本町が行うものとする。

なお、組合施設へごみを持ち込む場合は、個人は自ら運搬、事業系ごみは自ら運搬もしくは許可業者へ委託するものとする。

2-3 処理処分段階

ごみの処理処分は、現状どおり組合で行うものとする。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとする。

▼図表 3-22 ごみ処理段階と処理主体

区分	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	住民	本町	本町 組合	—
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	本町 組合	

注：処理主体は委託も含む。

3 ごみ排出量及び処理量の見込み

3-1 将来計画の方法

人口及びごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」をもとに推計を行っている。

なお、人口は本町の総合計画等の将来人口を採用し、ごみ量は過去 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の実績値を基本として推計した。

【予測式】

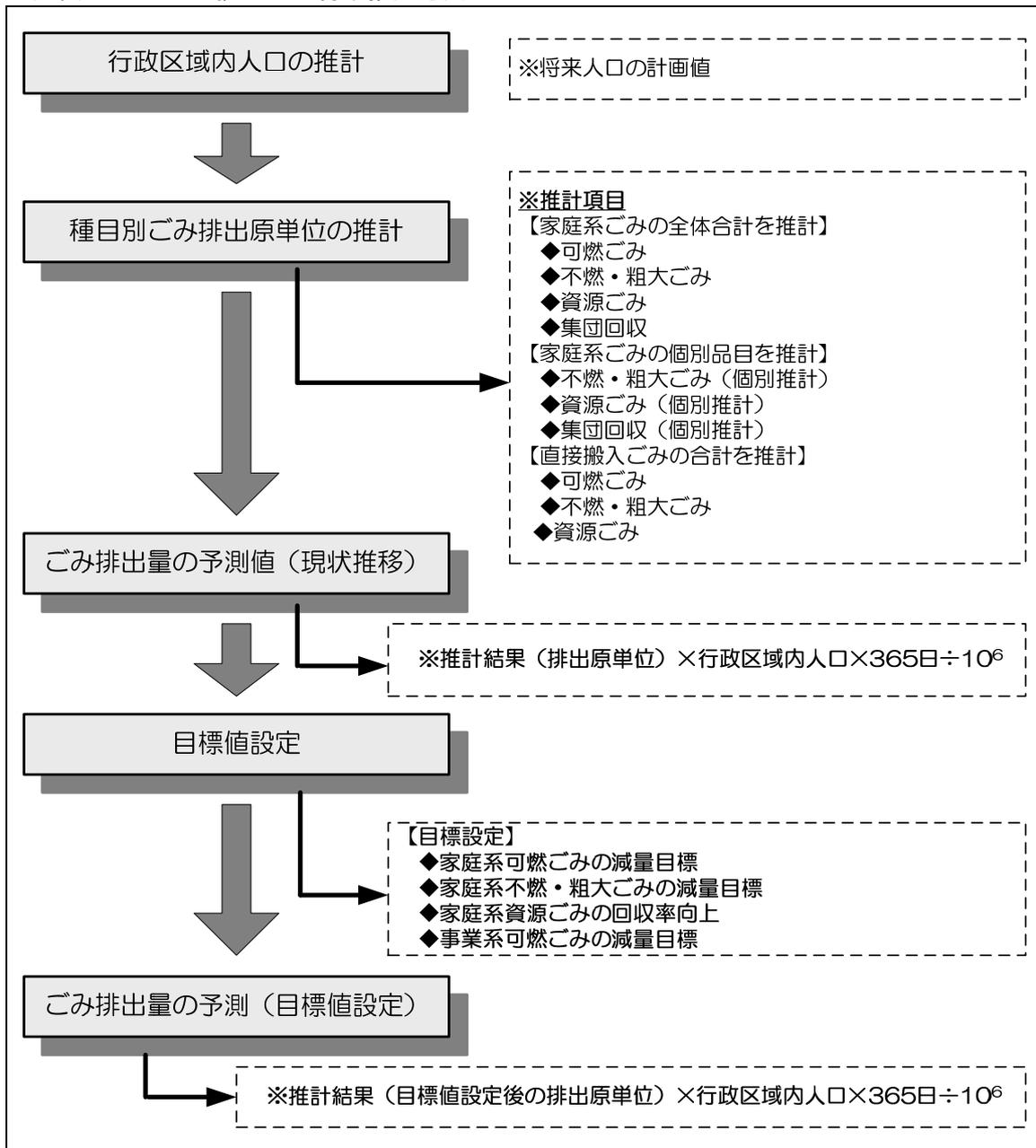
◆一次傾向線	: $y = a \cdot x + b$
◆二次傾向線	: $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$
◆一次指数曲線	: $y = a \cdot b^x$
◆べき乗曲線（ハイオーダー法）	: $y = a \cdot x^b$
◆対数曲線	: $y = a \cdot \ln(x) + b$

【備考】

- x : 基本年度からの経過年数
- y : 基本年度から x 年後の推計値
- a, b, c : 最小二乗法により求められる定数

ごみ排出量等の将来推計方法を次に示す。

▼図表 3-23 ごみ排出量の将来推計方法



4 減量化及び資源化に関する目標値の設定

4-1 減量化の目標値

本町において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

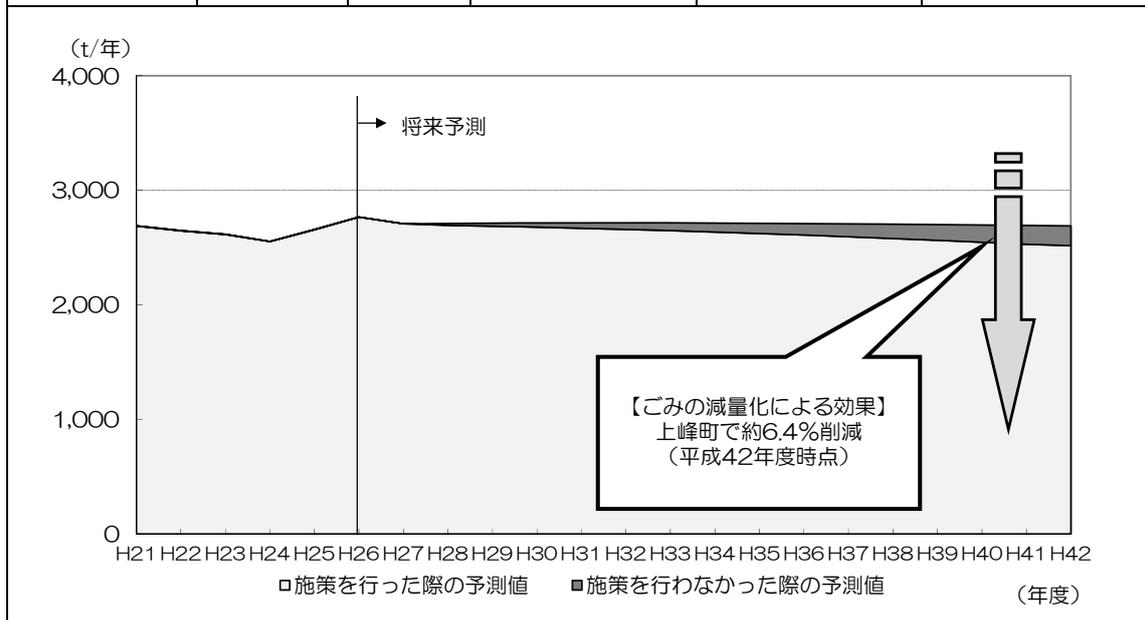
ごみの減量化の目標値は、家庭系の可燃ごみ、家庭系不燃ごみ・粗大ごみ、事業系可燃ごみに対して、減量目標値を設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

▼図表 3-24 ごみの減量化の目標値

区分	減量化の内容	目標年度(H42)における目標値の設定
家庭系可燃ごみ	管内で排出されたごみのうち 19.7%が厨芥類であるため、生ごみの水切りを徹底することによりごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度：50% 削減目標：0.99%
	食品ロス等を少なくすることや、生ごみの堆肥化などを行い、ごみの減量化を図る。	食品ロス：40g/人日 削減目標：5% (2g/人日)
家庭系不燃・粗大ごみ	排出量を平成26年度実績レベルに抑えることにより、ごみの減量化を図る。	削減目標：15%
事業系可燃ごみ	排出量を平成26年度実績レベルに抑えることにより、ごみの減量化を図る。	削減目標：15%

▼図表 3-25 ごみの減量目標達成後のごみ排出量の推移

項目		単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
家庭系ごみ	現状推移	t/年	2,087	2,056	2,020
	施策実施	t/年	2,063	2,005	1,937
	減量分	t/年	▲24	▲51	▲83
事業系ごみ	現状推移	t/年	628	650	668
	施策実施	t/年	593	588	579
	減量分	t/年	▲35	▲62	▲89



▼図表 3-26 ごみの減量目標達成後の原単位の推移

項目		単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
家庭ごみ	現状推移	g/人・日	622.3	620.0	618.3
	施策実施	g/人・日	615.4	604.1	592.7
	減量分	g/人・日	▲6.9	▲15.9	▲25.6
事業系ごみ	現状推移	t/日	1.7	1.8	1.8
	施策実施	t/日	1.6	1.6	1.6
	減量分	t/日	▲0.1	▲0.2	▲0.2

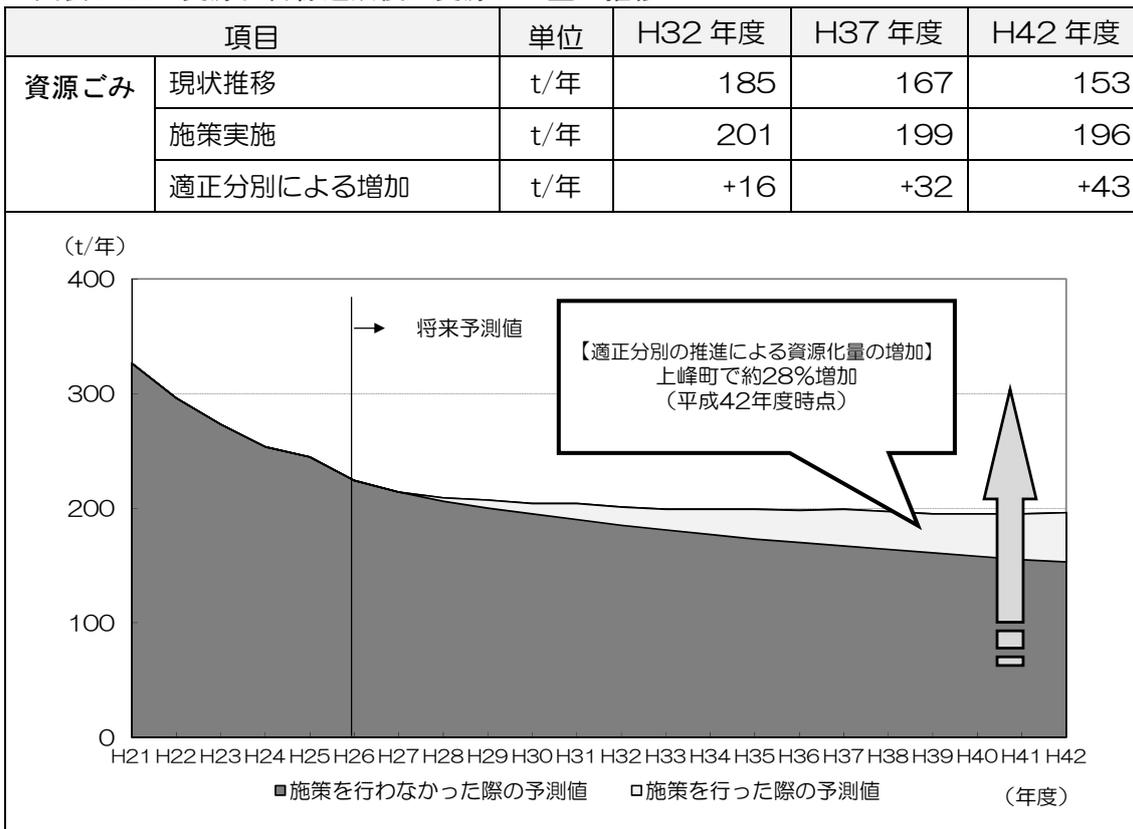
4-2 資源化の目標値

資源化の目標値については、現在、本町で分別を行っている家庭系の資源ごみの品目のうち、平成 26 年度に実施したごみ種類組成の調査結果（湿ベース）において適正分別が見込める紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑誌）、容易に分別が可能なペットボトル及び白色トレイ、分別は容易ではないが資源化に貢献できる容器包装プラスチックの回収量を向上する目標値を設定した。

▼図表 3-27 資源化の目標値

区分	資源化の内容	目標年度(H42)における目標値の設定
段ボール	可燃ごみ中に 3.9%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	可燃ごみへの混入割合を現状より 10%削減し、資源として適正分別する。 段ボール：3.9%×10%≒0.4% 新聞・チラシ：9.0%×10%≒0.9% 雑誌：5.3%×10%≒0.5%
新聞・チラシ	可燃ごみ中に 9.0%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
雑誌	可燃ごみ中に 5.3%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
ペットボトル	適正分別を推進することにより、資源化の向上を図る。	潜在量に対する回収率を 55%とし、1 人 1 日当たりの資源化量を 5.2g とする。
容器包装プラスチック		潜在量に対する回収率を 15%とし、1 人 1 日当たりの資源化量を 6.4g とする。
白色トレイ		潜在量に対する回収率を 35%とし、1 人 1 日当たりの資源化量を 1.0g とする。

▼図表 3-28 資源化目標達成後の資源ごみ量の推移



- ①「市町村分別収集計画策定の手引き（七訂版）」（平成 25 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室）のごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率を参考に、排出されたごみ量に占める資源化対象品目の潜在量（原単位）を算出した。
- ②算出した潜在量（原単位）に対して回収率を設定し、これを潜在量に乗じて目標年度の資源化対象品目の回収量とした。

▼図表 3-29 資源化品目の潜在量の設定根拠

人口 (人)	ごみ発生量 (t/年)	容器包装潜在原単位 (g/人・日)								
		缶	びん	紙パック	段ボール	その他紙	PET	トレイ	その他プラ容器	計
9,536	2,191	1.3%	3.6%	0.6%	3.8%	5.8%	1.5%	0.4%	6.8%	23.8%
		8.2	22.7	3.8	23.9	36.5	9.4	2.5	42.8	149.8

資料：市町村分別収集計画策定の手引き（七訂版）

▼図表 3-30 資源化目標値の設定根拠

品目	潜在量	現状 (H26 年度)		目標 (H42 年度)	
	g/人・日	g/人・日	回収率	g/人・日	回収率
ペットボトル	9.4	4.8	51.1%	5.2	55.0%
容器包装プラスチック	42.8	4.8	11.2%	6.4	15.0%
白色トレイ	2.5	0.7	28.0%	0.9	35.0%

5 目標値のまとめ

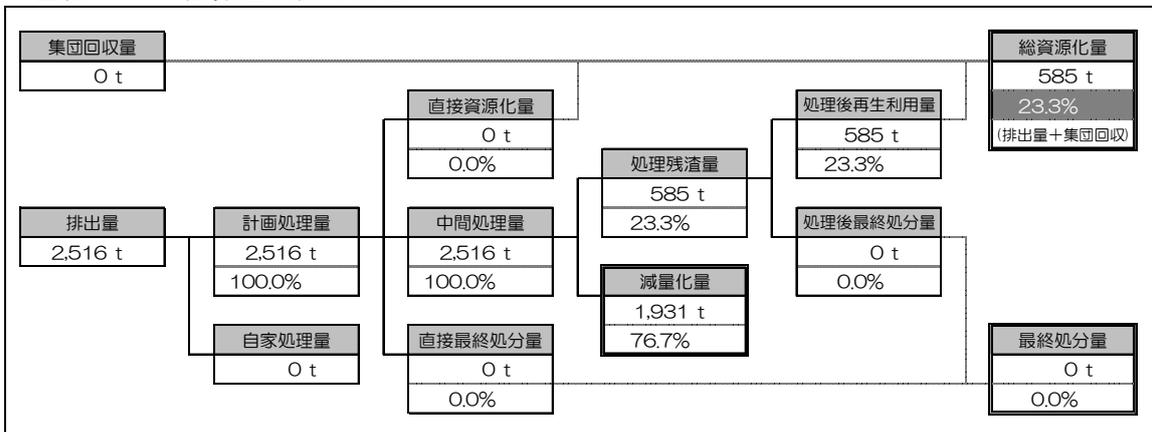
前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表 3-31 に示すとおりである。

本町では、平成 42 年度で 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度実績に対し、約 25g 削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を 23.3%とする目標を設定した。

▼図表 3-31 目標値のまとめ

項目	単位	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
行政区域内人口	人	9,536	9,187	9,084	8,952
総排出量	t/年	2,766	2,656	2,593	2,516
削減量(対H26)	t/年	-	▲110	▲173	▲250
施策実施時 削減率(対H26実績)	—	—	-4.0%	-6.2%	-9.0%
原単位	g/人・日	794.6	792.1	782.1	770.0
削減量(対H26)	g/人・日	-	▲2.5	▲12.5	▲24.6
施策実施時 削減率(対H26実績)	—	—	-0.3%	-1.6%	-3.1%
再生利用量	t/年	636	605	596	585
総排出量に対する資源化率	—	23.0%	22.8%	23.0%	23.3%

▼図表 3-32 目標達成後の処理フロー



第3節 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームを示す。

▼図表 3-33 施策の体系



第4節 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。

そのため、行政は住民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

住民・事業者・行政が連携した取組

1 住民の意識向上を図るための取組

施策1 環境美化推進委員による定期的なパトロール

町内の地域環境美化の推進を図るため、町より選任をうけた環境美化推進委員による定期的なパトロールを行う。

施策2 県下一斉美化活動、上峰町清掃の日の活動

毎年5月末の「県下一斉美化活動の日」及び毎年8月第1日曜日の「上峰清掃日」において実施している散乱ごみの清掃を継続することにより、ごみ等の散乱防止に対する意識の高揚と実践活動の促進を図り、環境美化、快適な環境づくりを推進する。

施策3 フリーマーケットの開催

町内で行われるフリーマーケットについては、住民へ開催日時等の情報提供や開催場所の提供などを積極的に行うことにより、不用品交換の活性化を行う。

施策4 ペットボトルキャップ回収

スーパー等で行っているペットボトルキャップの店頭回収活動については、世界の途上国の子供達にワクチンを贈る活動に貢献することもあるため、ごみの減量とリサイクルの推進と並行して社会貢献につながる取組であること、積極的に広報する方針とする。

施策5 環境教育・施設見学の企画

ごみ問題等、地域の環境に対する意識を根付かせるため、お祭りなどを含めた各種のイベント時に環境ブースを出展するなどし、住民に環境問題に対して興味を持ってもらうと同時に、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取組協力を要請する。

また、小中学校や保育園へ出向き、ごみ問題に関する環境学習を実施し、小・中学校を対象に溶融資源化センターやリサイクルプラザの各施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。



2 事業者の意識向上を図るための取組

施策1 敷地外のボランティアごみ拾い

事業者が自発的に町内の清掃活動に参加することを促す啓発を行い、地域住民と協力して地域の環境美化の推進する。

施策2 不法投棄防止ポスター掲示による啓発

不法投棄防止ポスターの掲示を行い、事業者に対して不法投棄防止の意識啓発を行う。

施策3 事業者の排出量・ごみの把握

町内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化の推進のためごみの排出量やごみの種類の把握を行う。

施策4 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。

また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を本町のホームページや広報などを活用し、住民へ啓発することを検討する。



施策5 事業系ごみの展開検査

収集運搬許可業者の収集車両に対して、組合にて抜き打ちで収集車のごみを一旦降ろさせ、不適物が混入していないか確認をする展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに異物等の混入が認められた収集運搬許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。

あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすことなども検討する。



3 行政の取組

施策1 学校と連携しての環境教育の充実

幼少時からごみの減量化・資源化についての意識を高めるために、町内の小中学校や保育園と連携して、ごみ問題に関する環境学習を実施する。

施策2 広報等による普及啓発

適正な分別への協力やごみの減量に関する記事を、本町の広報等に掲載するなどして、住民へリサイクルやごみの減量に対する啓発や意識の向上を図る。同時に、本町のホームページを活用して、住民が情報を得やすい環境を整え、住民の意識向上を図る取組を行うものとする。



施策3 事業者への指導

町内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図る取組の検討を行う。特に、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対する指導を行う。

第5節 再資源化計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

ごみの減量化及び資源化のための3R運動の推進

1 リデュースの推進

施策1 エコクッキング・生ごみの堆肥化

調理くずや食べ残しを減らすため、食材を大切に使用し、調理を行う。生ごみ堆肥化の利用方法、生ごみの水切りの徹底を積極的に広報し、減量化を図る。

施策2 事業系廃棄物の指導

町内の多量排出事業者を対象に事業者に対し、ごみの減量や資源化の徹底について指導を行う。

2 リユースの推進

施策1 マイバッグ・マイ箸の使用

買い物袋（マイバッグ）の持参は、ごみとなるレジ袋の削減はもとより、買い物袋に入るだけの必要なものしか購入できないため、結果として食べ残し等に繋がるごみの発生を削減できることから、こうした住民の取組を推進する。

外食の際にマイ箸を使用することで、割り箸の削減を行う。



施策2 充電電池・詰替え製品の使用

繰り返し使える充電電池や詰替え製品の使用することによりごみの排出を抑制する。



施策3 フリーマーケット、リサイクルショップの活用

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出削減につながるため、フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。



住民参加のフリーマーケット

3 リサイクルの推進

施策1 資源物分別の啓発

可燃ごみとして排出されたごみには、分別品目のリサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を本町のホームページや広報等を活用して情報発信し、住民に対して分別の徹底を図る方針とする。

また、ごみステーションに出されたごみについては、分別が悪い場合は、ごみ袋の収集を行わないなどの措置についても今後検討を進めていく方針とする。

施策2 小型家電のリサイクル推進

小型家電のリサイクルについては、組合施設においてピックアップ方式で回収を行っており、レアメタルの回収を実施している。

本町においては、こうした取組について住民への広報等を行っていく。

第6節 ごみ処理計画

適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

1 収集運搬計画

1-1 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、委託で行っている。ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、平成42年度において1,937t/年となる見込みである。

▼図表 3-34 収集運搬量

項目	単位	H32年度	H37年度	H42年度
可燃ごみ	t/年	1,487	1,437	1,385
不燃ごみ・粗大ごみ	t/年	375	369	356
資源ごみ・有害ごみ	t/年	201	199	196
合計	t/年	2,063	2,005	1,937

1-2 収集運搬の施策

収集運搬に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 ごみの排出方法の統一に向けた検討を実施

可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋、粗大ごみシールの価格や、分別区分である「不燃ごみ」の取り扱い品目が、組合を構成する市町で異なることから、将来的な統一に向けた各種検討を進めるものとする。

施策2 収集運搬サービスの向上

ごみの収集・運搬に関する住民サービスの向上手段としては、収集頻度や収集ステーション数を多くすることなどが挙げられるが、これを実施した場合、収集・運搬に関する費用負担が増えることとなる。

そのため、収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。

一方で、新たな収集ステーションの設置は、住民の要望、収集運搬に関する住民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域住民により維持管理を行うものとする。

施策3 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な住民や障がいのある住民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。特に、粗大ごみは支援の必要性が高いことから、こうした住民を対象とした支援方法、支援体制の構築について、検討とする。



施策4 事業系ごみ搬入指導等

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業系ごみの搬入は事業者自らが行うか、あるいは町が許可する収集運搬許可業者により行われている。

本町及び組合は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査などを行い、分別徹底を指導する方針とする。

また、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・再資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。

なお、事業系ごみの収集運搬は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集・運搬状況をもとに許可を認めている。そのため、収集運搬の許可については現状を維持する方針である。

2 中間処理計画

2-1 中間処理量

中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込み、年間排出量は平成 42 年度において 2,516t/年とする。

▼図表 3-35 中間処理量

項目	単位	H32 年度	H37 年度	H42 年度
可燃ごみ	t/年	2,013	1,955	1,892
不燃ごみ・粗大ごみ	t/年	442	439	428
資源ごみ・有害ごみ	t/年	201	199	196
合計	t/年	2,656	2,593	2,516

2-2 中間処理の施策

中間処理に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 既存施設の適切な維持管理を継続

可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの中間処理は、組合の溶融資源化センターとリサイクルプラザで行っている。

当施設では、今後も現状の処理体制を継続することにより、当施設の効率的な運営及び安定的な処理を維持していくものとする。

施策2 将来のごみ処理の方向性

組合のごみ処理施設は供用後10年以上が経過していることから、当施設の更新を視野に入れた検討を開始する時期を迎えている。

そのため、組合の将来的なごみ処理の方向性を定めるために、周辺自治体の動向調査や新技術の動向調査に対して協力していくものとする。

県の広域化計画や近隣自治体の動向も踏まえた上で、組合を構成する1市2町にとって最も適した処理体制の構築を図る方針とする。

3 最終処分計画

最終処分に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 最終処分量のゼロを維持

本町及び組合では最終処分場を保有していないことから、今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量ゼロを維持する方針とする。

第7節 ごみ処理施設整備

1 処理対象物

組合が管理する溶融資源化センターについては、将来的に更新する方針としている。今後整備する施設における処理対象物は、以下に示すとおりとする。

▼図表 3-35 処理対象物

施設区分	処理対象物
エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみ 破碎選別残渣 災害廃棄物
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ 粗大ごみ 資源ごみ (紙類、白色トレイ、布類、廃食用油、乾電池、缶類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック等)

2 施設整備計画目標年度

施設規模を算定するための処理量として採用する計画目標年次は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について(環整第107号 厚生省環境衛生局水道環境部長通知)」において、『稼動予定年の7年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めること。』とされているため、計画施設が供用を開始する平成36年度から7年後の平成42年度までの間で、最も処理量が多い平成36年度の値を採用した。

なお、平成28年度から平成35年度までの8年間は、施設整備に向けた各種調査・計画期間であるため施設規模の設定年度の対象とならない。また、ごみ量が最も少なくなる平成42年度の処理量で施設規模を設定した場合、平成36年度のごみを処理することができなくなるため、こうした値は採用していない。

3 施設整備基本方針

今後整備する施設整備方針については、平成28年度以降に詳細な計画を立案する方針とする。

第8節 その他

1 環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、住民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収など、その活動を積極的に支援するものとする。

2 不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などの問題に対する住民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを継続して行う方針とする。

第4章 災害廃棄物

第 1 節 基本事項

1 計画の位置付け

大規模地震や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみなどに対応していく必要がある。

本計画は、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省）」を参考として、大規模地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要となる基本的事項を示した。

本計画を基本として、災害発生後の住民の生活基盤の早期回復と生活環境の復旧に万全を図るものとする。なお、本計画においては、大規模な震災や水害などの災害の種類により、発生する廃棄物の種類や量は異なるが、基本的な考え方は同様であると考えている。

2 対象廃棄物

本計画では、災害発生に伴い平常時に排出されるごみとは異なる対応が必要となる廃棄物を、本計画の対象廃棄物としており、その概要を以下に示す。

▼図表 4-1 処理対象物

対象区分	内容
家庭系ごみ	一般家庭及び避難所から発生した家庭系のごみ等
粗大ごみ	災害により多量に発生した廃置・家具類等
災害廃棄物	建物等の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等
適正処理困難物	平常時に収集しないもの、廃家電、アスベスト等

3 災害発生時の課題

大規模な震災や水害等が発生した際の廃棄物処理に対する課題事項を以下に示す。

▼図表 4-2 災害発生時の課題

項目	震災時	水害時
ごみ排出量	災害発生直後は、道路網の損壊等により収集ができないため、復旧にあわせて、多量に排出される。	災害直後に一時的に多量に排出される。
ごみ処理の状況	比較的分別し易い廃棄物が多いと考えられるため、中間処理や再資源化を徹底することで、埋立処分量が削減できると考えられるが、中間処理等にあたっては、廃棄物処理施設が被災することにより、処理ができなくなる可能性がある。	発生する廃棄物については、可能な限り中間処理や再資源化を進めていくこととなるが、大半の廃棄物は濡れた状態で泥などが付着しているため、中間処理等が困難となり、埋立処分量が震災廃棄物と比較して多くなる可能性がある。
廃棄物処理施設	被災状況によっては、稼働停止や処理体制に支障が生じる可能性が高い。	施設自体の被害は少ないと考えられるが、搬入されるごみ質によっては、各施設において適正処理ができない可能性がある。
解体家屋の処理	倒壊家屋のがれきや廃材などが多量に発生する。	水害により倒壊する家屋は震災と比較して少ないが、一定のがれきや廃材が発生する。

第2節 基本方針

1 基本方針

震災、水害時に発生する災害廃棄物の処理に対する基本方針は以下の通りとする。

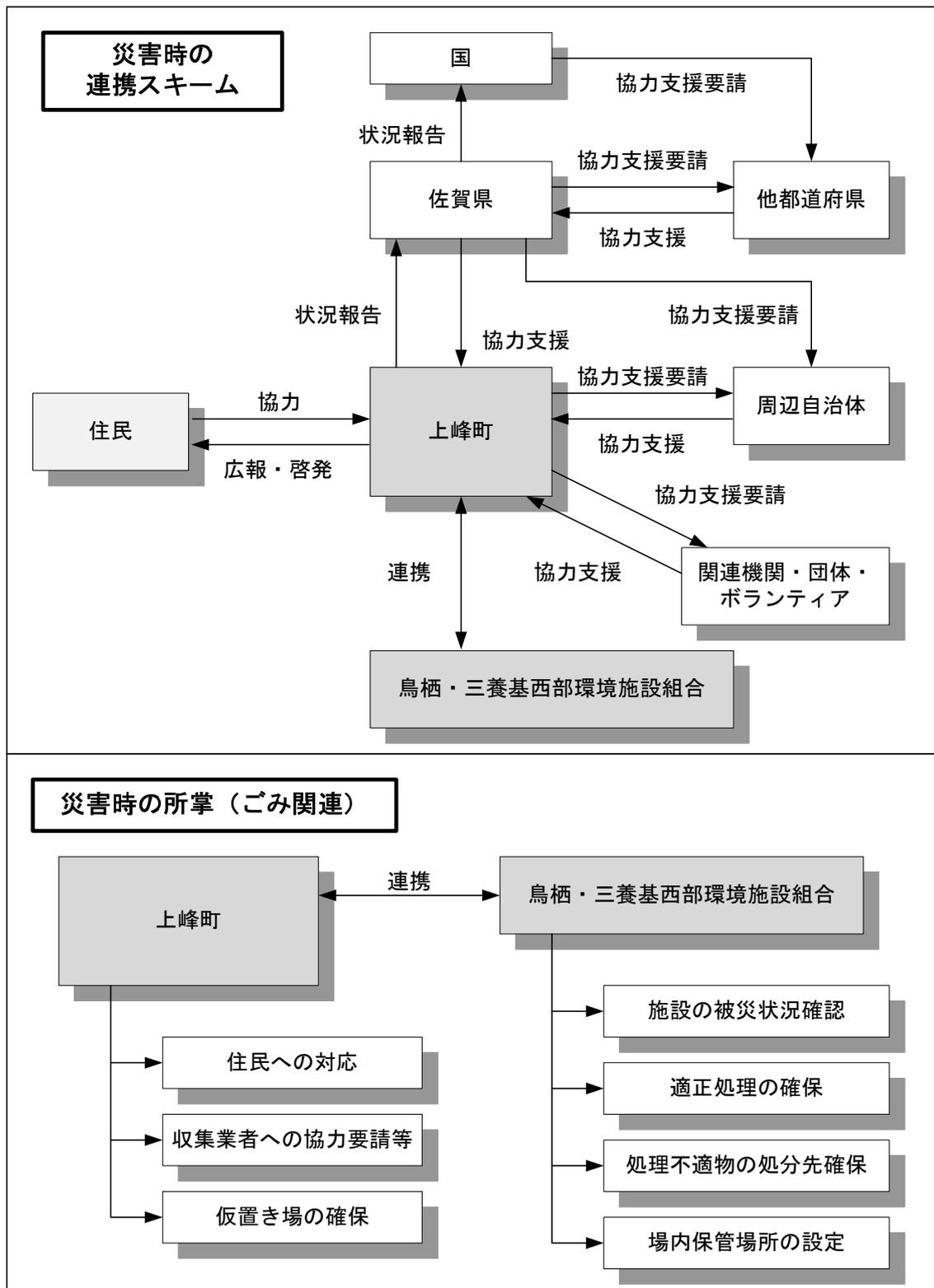
- 連携スキームに沿った円滑な協力体制を確保する。
- 災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行う。
- 災害発生時のごみ排出方法を周知徹底する。
- 廃棄物の分別を徹底する。
- 処理に当たっては作業者の安全性を確保する。

2 災害発生時の協力体制の確保

災害発生時における関連機関等との連携スキーム（案）を示す。

災害発生時には、本スキームに沿った上で円滑な協力体制を確保するものとする。

▼図表 4-3 災害発生時の連携スキーム



2-1 周辺自治体への協力要請

組合にて平成17年4月に脊振共同塵芥処理組合と平成19年2月に久留米市と災害発生時の相互応援体制についての協定書を交わしているため、本町管内において災害が発生した場合は、本協定書に基づいて協力要請を行うものとする。

2-2 民間団体への協力要請

協力要請が必要となると考えられる民間団体としては、建設機械リース業者、一般廃棄物及び産業廃棄物関係業者、土地所有者などが挙げられる。

建設機械リース業者については、がれきなどの撤去が必要となるため、これに関連する重機などを優先的に貸し出すように協力要請する。

一般廃棄物及び産業廃棄物関係業者については、排出されるごみや解体家屋などのがれきを通常の収集運搬体制では収集できないため、緊急時の連携体制を事前に確保した上で、協力要請する。

基本的には構成市町が所有する土地などを利用して収集したごみを仮置きする計画とするが、場合によっては用地が不足することも考えられるため、必要に応じて仮置きが可能な土地を所有している方にも協力要請を行うものとする。

2-3 ボランティアなどへの協力要請

災害廃棄物などの撤去等については、多くの人員が必要となるため、NGO や NPO などの民間からボランティアを募り、協力要請を行うものとする。

3 的確な情報収集の実施

災害廃棄物について迅速な対応を行うためには、被災状況の情報を的確に収集することが重要となる。以下に、収集すべき情報として考えられるものを列記した。

- 建物の被災状況（地震時：全壊・半壊等、水害時：床上・床下浸水等）
- ごみ処理施設などの被災状況
- 道路網の被害状況
- 利用可能な施設、機材、車両、人員などの状況
- がれき・粗大ごみなどの発生量の予測及び処理方法・仮置き場の状況

4 住民への広報を実施

災害発生時に廃棄物の排出方法を住民に理解してもらい、かつ協力を要請する必要がある。

住民へ広報として、災害発生前においてはインターネットや広報誌などを活用し、周知徹底を図るものとする。災害時においては、ライフラインの電気が途絶える可能性もあるため、主としてラジオ、公共の掲示板、広報宣伝車などを利用して、ごみの排出方法や場所、排出時期などを広報するものとする。

5 廃棄物の分別の徹底

災害時に発生する廃棄物は多種多様なものとなるため、可能な限り最終処分する廃棄物を少なくすることを目的に、分別の徹底を周知するものとする。本件については、災害発生前に災害時の基本的な分別区分を周知するものであるが、実際に災害が発生した場合は被災の状況にあわせて、分別区分の簡素化を図るなど臨機応変に対応するものとする。

6 作業者の安全性を確保

災害廃棄物を一次保管するための仮置き場や組合の施設において、災害廃棄物の分別や処理作業を行うこととなるが、特に仮置き場などではごみ搬入車両の動線や重機の作業動線などが輻輳する可能性もあり、作業員にとって危険な環境となる場合もあるため、作業員の安全性を十分に確保した計画を事前に検討するものとする。

第3節 災害廃棄物の処理方法等

1 仮置き場

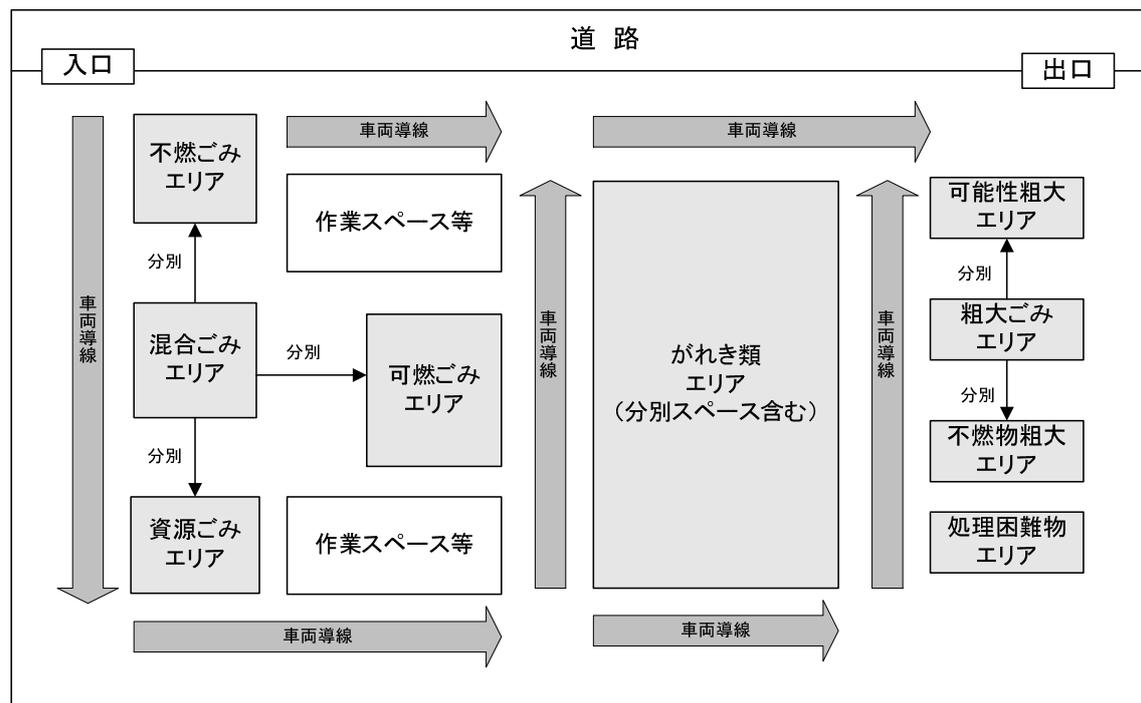
1-1 仮置き場の考え方について

災害廃棄物は、大量に発生することが想定されるため、仮置き場に一時的に保管する必要がある。そのため、発生した災害廃棄物を仮置きできる面積を確保することができ、搬入車両や重機が容易に通行でき、場合によっては中長期に渡って使用できる場所を選定する必要がある。

▼図表 4-4 仮置き場の考え方

項目	【一次仮置き場】	【二次仮置き場】
考え方	災害廃棄物を早急に撤去するために被災地区に近い場所に設置	災害廃棄物の処理や処分の状況によって、中長期に渡って保管等が必要となった場合に設置
選定場所	公園、グラウンド、公共施設、駐車場、空き地、多目的広場、運動公園、既存の最終処分場など	

▼図表 4-5 仮置き場のレイアウトに関するイメージ



1-2 仮置き場の運営方法

仮置き場については、以下に示す点に留意しつつ運営する計画とする。

なお、水害廃棄物については、水分を含んだ廃棄物となるため、腐敗や悪臭などにも考慮する必要がある。

【共通事項】

- 搬入・搬出する災害廃棄物の適正管理を行う。
- 仮置き場内での作業員や重機などの動線を決め、効率的に受け入れる。
- 設定した分別区分に従い、適正な作業を行う。
- 仮置き場に搬入された災害廃棄物については、処理の優先順位を定め、受入面積の確保を行う。
- 火災などの事故に十分配慮した作業を行う。
- 粉塵・騒音・悪臭などに配慮した作業を行う。

【水害廃棄物】

- 火災等に配慮し消火器の配置や消防との連携を図り、二次災害の発生防止に努める。
- 消毒剤や消臭剤を用いて、悪臭や害虫の発生を防止する。
- 場合によっては、公共水域への汚水の流入防止措置を実施する。

2 処理方法

2-1 家庭系ごみ（粗大ごみ含む）

家庭系ごみの発生量については、災害発生時も平常時とほぼ同様であるとされている。

しかし、粗大ごみについては、特に水害が発生した際には短期間に多量の廃棄物が発生する。同時に、畳などは腐敗し悪臭が発生する場合もあることから、迅速な対応が必要となる。

以下に、災害発生時の収集運搬・処理方法に関する基本的な考え方を示した。

- 一時的に大量な廃棄物が発生するため、これを保管できる仮置き場を設ける。
- 災害により被害が想定される場所への収集ルートを検討する。
- 路上の廃棄物を優先的に収集する。
- 腐敗や悪臭を放つ生活系ごみや畳などについては早期に処理する。
- 不燃物については、破碎や資源選別を徹底し、埋立処分量を削減する。

2-2 災害廃棄物

震災時では、建物の倒壊や焼失などによりがれきが多量に発生する。同時に、損壊家屋などの解体に伴い、廃材や鉄筋を含むコンクリートがらなどが長期的に発生することとなるため、がれきの処理については通行上支障のあるものを優先的に処理する計画とする。また、発生したがれきについては、再利用可能なものは極力活用し、どうしても使用できないものを焼却処理または埋立処分する方針とする。

なお、解体家屋の廃材については再利用や再資源化が可能なものが多く含まれていることから、解体現場での分別の徹底を指導するものとし、解体撤去時には、周辺環境への影響を軽減するために、早朝・夜間の工事を避けることや、粉塵対策としての散水、場合によってアスベスト飛散防止対策などに配慮した周辺環境対策を行うものとする。

【分別区分案】

- 木くず
- コンクリート塊
- 金属くず
- その他可燃物

2-3 適正処理困難物

適正処理が困難な廃棄物は、鳥栖・三養基西部環境施設組合の施設において処理ができないことから、基本的には平常時の対応と同様に排出者の責任で受入可能な処理施設で処分するものとする。

同時に、家電リサイクル法対象品目についても、平常時と同様の取り扱いとし、鳥栖・三養基西部環境施設組合の施設では処理は行わないものとする。ただし、引き取り場所の被災状況や個人での対応が困難な災害であった場合は、仮置き場にて一次保管や収集も行うこととする。

第4節 災害廃棄物の推定方法

1 災害廃棄物の発生量の算出方法

災害廃棄物の発生量は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成26年3月）に示された推計式及び原単位をもとに算出するものとする。なお、本計画においては、具体的な被害状況の推定は困難であることから、参考とする設定値を整理する。

【算出式】

災害廃棄物発生量(t)

$$= \text{地震による倒壊棟数} \times \text{発生原単位} + \text{津波による浸水世帯数} \times \text{発生原単位}$$

▼図表 4-6 災害廃棄物の発生原単位

項目	南海トラフ巨大地震	首都直下地震
全壊	117t/棟	161t/棟
半壊	23t/棟	32t/棟
床上浸水	4.60t/世帯	-
床下浸水	0.62t/世帯	-

2 津波堆積物の推定

津波が発生した際の堆積物の発生量は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成26年3月）に示された下式にもとづいて、発生時に推定を行うものとする。

$$\text{津波堆積物} = \text{津波浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{発生源単位 (0.024t/m}^2\text{)}$$

3 火災焼失に伴う建物の減量率の推定

火災焼失に伴う建物の減量率は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成26年3月）に示された下式にもとづいて、発生時に推定を行うものとする。

▼図表 4-7 火災焼失による減量率の発生原単位

項目	木造建物	非木造建物
減量割合	34%減	16%減
原単位	78t/棟 (≒117t/棟×66%)	98t/棟 (≒117t/棟×84%)

4 水害廃棄物の発生量の推定

水害が発生した際には浸水家屋より大量の粗大ごみが発生することが考えられる。

発生量は、「水害廃棄物対策指針」（環境省、平成17年6月）に示された下式にもとづいて、災害発生時に推定を行うものとする。

$$\text{水害発生量} = \text{被災家屋数} \times \text{発生源単位 (2t/家屋)}$$

第5節 その他事項

1 被災家屋等に関する解体撤去の手順

災害廃棄物処理事業については、廃棄物処理法第22条にて国庫補助の対象となっていることから、これに伴う解体撤去は建物の所有者の申請に基づいて、自治体が解体撤去と運搬を発注することができる。

上記の方法により解体を行う手順は「解体撤去申請の受付→申請事項の確認→現地調査→解体撤去の決定・優先度の評価→解体業者へ発注→完了の確認・支払」となっているため、住民に対して周知徹底を図っていくものとする。